



食と農の未来を拓く

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出



第7次厚真町農業振興計画



平成28年度～平成32年度

厚真町農業振興協議会

発刊にあたって

厚真町は、夕張山地から太平洋へと南流する厚真川の流域をほぼそのまま町域としており、南北に長く形成され、明治の開拓期からは厚真川水系を利用した水稻を中心とする農業を基幹産業とするまちづくりを進めてきました。また、ハスカップの作付面積は日本一を誇っており、加工品をはじめとした地域ブランド化が急務となっています。



さらに、国際貿易が進む中で国内の農業情勢は大きく左右されており、特にT P P（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意では重要農産品5品目を含めタリフライン（関税区分の細目）で2,328品目ある農林水産物の81%に当たる1,855品目で関税が撤廃するなど重要5農産物すべてを抱える北海道農業として関税の段階的な引き下げや、無関税輸入枠の拡大による影響が心配されるなど、今後の安定した農業・農村づくりは一刻の猶予も許さない状況にあります。

この第7次農業振興計画は、国が進める農業構造改革を見据えながら本町農業の目指す方向を明らかにし、農業・農村づくりに向けた「人」「食」「システム」「地域」の4つの基本的な事項について、農業者と農業関係機関の共通指針として策定いたしました。

今後、この計画が示す目指すべき目標に向け、農業関係機関を挙げて全力を尽くし、本町農業が一層の輝きを増して次代を担う子供たちに受け継いでいくため、生産者と消費者、町民皆さん一人ひとりが、それぞれの立場から本町農業のあり方を見つめ、主体的な取組みを進めていくことが重要でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、生産者意向調査等を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました生産者の皆様をはじめ、農業振興計画策定委員会、農業関係機関各位に対し、心より深く感謝申し上げます。

平成28年 3月

厚真町農業振興協議会

会長（厚真町長） 宮坂 尚市朗

第 7 次 厚 真 町 農 業 振 興 計 画 の 概 要

目標年次

平成28年度
から平成32年度

課 題

- 1. 高齢化や少子化による農家戸数の減少
- 2. 農畜産物価格の低迷による高付加価値化やコスト削減
- 3. 基盤となる土質の改良と農業生産基盤整備
- 4. 酪農・畜産経営の安定化
- 5. 農地の確保と流動化
- 6. 鳥獣被害対策
- 7. スマート農業の推進

目標年の状況

- 1. 農家戸数
352戸⇒311戸
- 2. 認定農業者数
204戸⇒250戸
- 3. 農業後継者
20名
- 4. 新規参入者
10名
- 5. 中心的経営体
農地集積率
90%
農地集約率
50%
- 6. 1戸当り平均耕地面積
13.51ha
⇒16.07ha
- 7. 農業粗生産額
4,837百万円
⇒5,594百万円
- 8. 農業所得目標額
中心的経営体
おおむね
540万円
新規参入者
おおむね
270万円

主な取組内容		重点項目	計画目標
人 づ く り	1. 農業後継者や新規参入者の受入体制強化 2. 厚真町担い手育成基金の活用 3. 指導農業士・農業士の育成・支援 4. 女性の参画と能力発揮 5. 高齢者による経験知識の継承等	○新規参入者向け研修農場の推進 ○新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進 ○厚真町担い手育成夢基金の継続実施 ○指導農業士・農業士の育成・支援 ○家族経営協定等、女性農業者の経営参画 ○農業関係組織等への女性登用の推進 ○女性グループ等による企画化支援 ○将来の担い手に対する技術・文化伝承の促進 ○集落アドバイザーによる地域活動支援 ○そ菜等を中心とした農業経営の継続	・農業後継者数 5年間で20名程度 ・新規参入者数 5年間で10名程度 ・指導農業士 期間内 1名 ・農業士 期間内 4名
	1. 米の高品質化と省力・低コスト生産 2. 土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立 3. クリーン農業とブランド化の推進に向けたそ菜園芸作物 4. 自給飼料の向上と優良畜種育成に向けた酪農・畜産の振興 5. 特産果実のブランド化 6. 六次産業化の推進	○水稻直播試験栽培への支援 ○特別栽培米試験栽培への支援 ○直播栽培に適した暗渠排水集中管理孔の実施 ○主食用米の販路拡大 ○飼料用米の流通と販路拡大 ○土づくりに向けた普及・指導 ○緑肥導入促進事業の継続 ○土づくりに向けた普及・指導 ○クリーン農業技術の普及 ○育成牛管理の分業化 ○草地更新の普及 ○畜産クラスター等による自給飼料の確保 ○耕畜連携の推進 ○疾病予防・防疫対策の強化 ○酪農・畜産ヘルパーの育成・確保 ○後継牛導入・保留事業継続実施 ○ハスカップ生産量拡大推進 ○ハスカップブランド化推進協議会活動の推進 ○ハスカップ出荷体制の確立 ○厚真産ハスカップ商標登録の推進 ○ハスカップ機能性表示への取組推進 ○六次産業化に向けた相談業務 ○六次産業化支援事業の展開	・水稻直播栽培面積 20ha ・特別栽培米生産面積 10ha ・暗渠排水集中管理孔の設置 ・土壌診断 販売農家数の9割 ・緑肥導入促進 毎年 40ha ・土壌診断 販売農家数の9割 ・生産履歴の記帳や情報開示システムの整備 ・地域ブランド化の達成 ・草地更新率 50%目標 ・酪農・畜産ヘルパー 1名 ・地域ブランド化の確立 ・機能性表示の推進 ・ハスカップ生産量 40t目標 ・六次産業化事業 2件
食 づ く り	1. 土づくりに向けた施策 2. 雇用労働力確保対策 3. 経営の法人化・集落営農 4. 農業生産基盤整備の推進 5. 畜産クラスターの推進 6. 飼料基盤の充実と良質粗飼料の確保 7. 農地の確保と流動化 8. 有害鳥獣被害防止対策の研究・強化 9. ICT技術の実用化・普及推進の検討 10. 加工・共同選荷施設等の整備統合	○土づくりに向けた普及・指導 ○土づくり推進事業への支援 ○雇用確保に向けた体制の検討 ○新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進 ○法人化の推進 ○機械・共同作業組織の育成 ○先進的な法人経営の研修 ○道営ほ場整備事業による総合的・計画的な水田ほ場整備の促進 ○国営農業用水再編対策事業勇払東部地区による厚幌ダムからの基幹用水路の整備促進 ○畜産クラスターによる活動支援 ○草地植生改善指導 ○草地の更新支援 ○農地の集積・集約に向けた流動化 ○農地中間管理機構との連携 ○規模拡大や農地集約に向けた支援策の検討 ○委嘱ハンターによるシカ個体調整 ○耕作地内侵入防止策の推進 ○囲い罠・くくり罠による鹿柵内駆除の推進 ○くくり罠予備講習会の町内開催 ○アライグマ駆除の推進 ○システム導入に向けた取組 ○現存する加工施設を含めた新たな施設の検討 ○集荷・選荷施設の有効利用を含めた検討 ○ハスカップ物流改善の検討 ○穀類乾燥調製貯蔵施設の施設間調整	・土壌診断 販売農家数の9割 ・法人化 12法人から15法人に拡大 ・道営ほ場整備事業進捗率 89% ・勇払東部国営かんがい排水整備事業 完成年度 31年度 ・コントラクター組織の構成員数の拡大 ・コントラクター作業受託面積の拡大 ・TMRセンターの設立と運営支援 ・草地更新率 30%を目標 ・中心的経営体への農地集積率 90% ・中心的経営体への農地集約率 50% ・農業被害額の減少 ・くくり罠資格取得者数 現行8名を20名 ・モデル中継局の設置 ・GPSガイダンスシステム導入 100件 ・施設整備計画の樹立 ・氷室貯蔵施設の新設 ・上野施設団地へのそ菜集荷集約 ・ハスカップ等の一次加工の取組
	1. 都市と農村の交流の推進 2. 空き家の再生利用 3. 多面的機能の発揮 4. 重点普及課題の推進 5. 農事組合再編の検討 6. 新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進	○グリーン・ツーリズムの推進 ○空き家情報の収集 ○農地付き空き家住宅の確保制度等、新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進 ○中山間地域等直接支払交付金の活用 ○多面的機能支払交付金の活用 ○用水の流勢を活用した田園風景施設の検討 ○重点普及課題推進計画の作成 ○モデル地区による再編の検討 ○新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進	・来町者数 1万人以上 ・空き家農家住宅確保 2戸 ・町内1地区の選定及び推進 ・モデル地区1カ所の試行

目 次

発刊にあたって

□ 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 これまでの取組み	2
3 計画の性格	5
4 目標年次	6

第1章 厚真町農業の現状

I 我が国の農業・農村を取り巻く情勢

1 国際情勢	7
2 国内情勢	13
3 新たな農業施策の方向性	14
(1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」	14
(2) 「新たな食料・農業・農村基本計画」	15
(3) 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」	19
(4) 経営所得安定対策等推進事業	20
(5) 日本型直接支払の取組み	21

II 本町農業の概況

1 農業構造の動向	22
2 農業生産の動向	26

第2章 生産者意向調査等による厚真町農業の主な課題

1 “人”に関する課題	29
①多様な担い手の育成・確保	30
②農業リーダーの育成・確保	31
③女性や高齢者の知識・技能を生かした地域活動	31
2 “食”に関する課題	32
①農産物の高品質化	32
②経営の多角化の促進等	33

3	“システム”に関する課題	34
①	土づくりの推進	36
②	労働力確保対策	36
③	農業生産基盤整備の推進	36
④	酪農・畜産経営の安定化	36
⑤	酪農・畜産ヘルパーの育成・確保	37
⑥	農地の確保と流動化	37
⑦	鳥獣被害対策	39
⑧	期待が高まる農業のITの活用・ICT関連技術の可能性	40
4	“地域”に関する課題	41
①	「農」とふれあう機会の創出	42
②	地域の環境にあった農業・農村づくり	42

第3章 今後の農業振興方策

I	基本方針	43
II	主な取組内容	45
1	生き活きとした“人づくり” ～ 地域協働体系の確立 ～	47
1.	農業後継者や新規参入者の受入体制強化	47
2.	厚真町担い手育成夢基金の活用	48
3.	指導農業士・農業士の育成／支援	49
4.	女性の参画と能力発揮	50
5.	高齢者による経験知識の継承等	50
2	強い絆で結ばれた“食づくり” ～ 生活の安定と安全・安心な「食」づくり ～	51
1.	米の高品質化と省力・低コスト生産	51
2.	土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立	54
3.	クリーン農業とブランド化の推進に向けた蔬菜園芸作物	60
4.	自給飼料の向上と優良畜種育成に向けた酪農・畜産の振興	67
5.	特産果実等のブランド化	71
6.	六次産業化の推進	72
3	期待に沿った“システムづくり” ～ 生産基盤体系の確立 ～	73
1.	土づくりに向けた施策	73
2.	雇用労働力確保対策	74
3.	経営の法人化・集落営農	75
4.	農業生産基盤整備の推進	76
5.	畜産クラスターの推進	78
6.	飼料基盤の充実と良質粗飼料の確保	79
7.	農地の確保と流動化	80
8.	有害鳥獣被害防止対策の研究／強化	81

9. ICT 技術の実用化・普及推進の検討	82
10. 加工・共同選荷施設等の整備統合	83
 4 快適で豊かな“地域づくり” ～ 活力ある生活空間の実現 ～	84
1. 都市と農村の交流の推進	84
2. 空き家の再利用	85
3. 多面的機能の発揮	86
4. 重点普及課題の推進	87
5. 農事組合再編の検討	88
6. 新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進	89
 第4章 5年後の厚真町農業の見通し	
1 農業構造の見通し	90
■基本方針	90
■農業構造の指標	91
①農家戸数	91
②認定農業者数	91
③経営規模別農家戸数	92
④経営耕地面積	93
2 農業粗生産額の見通し	94
3 農業所得の目標	95
付 記	96
第7次厚真町農業振興計画策定答申書	
第7次厚真町農業振興計画の策定経過	
厚真町農業振興協議会構成	
厚真町農業振興計画策定委員会構成	
厚真町農業振興協議会規程	
厚真町農業振興計画策定委員会規程	

はじめに



□計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

厚真町は、明治初期の開拓以来、幾多の困難を乗り越えながら未開の山林原野を切り開き、永い歳月の中で黄金色に輝く美しい田園風景を築き上げ、豊かな森と海を守り、たゆまぬ努力によって受け継ぎ着実に農業・農村の振興に取り組んできました。

しかし、近年では経営者の高齢化と後継者不足による農家戸数の減少、農畜産物価格の下落による農業所得の減少など多くの課題に直面しています。特に、農家戸数の減少は相互扶助が根付いている地域において集落機能の低下をもたらすことにつながり、良質な食料の安定供給と豊かな自然環境保全などを持続するためにも重要な課題となっています。

また、国際的な環境の変化として、T P P*（環太平洋パートナーシップ協定）会合において重要農産物 5 品目を含めた関税撤廃に向けた大筋合意や日豪 E P A*（経済連携協定）が平成 27 年 1 月に発効されるなど農業生産の維持、関連産業、さらには地域経済に甚大な影響を及ぼすことが懸念されています。

このようなことから、これまでの農業・農村のあり方を見つめ直し、何よりも生産者と消費者との信頼関係を第一に、農業者と農業関係機関が一体となって、「人づくり」「食づくり」「システムづくり」「地域づくり」に取り組んでいくことが重要となっています。

* T P P（環太平洋戦略的経済連携協定－Trans-Pacific Partnership）

アジア太平洋での自由貿易圏の構築を目指すための協定のこと。参加国間での貿易に関する関税の撤廃を原則としており、例外規定が少ない完全自由化ともいわれる。平成 27 年 10 月には参加 12 カ国による大筋合意となった。

* 厚真町総合計画

地方自治法に基づき、第一期として昭和 48 年に「厚真の新しい町づくり計画」、第二期として平成 7 年に「厚真町新総合計画」、平成 18 年から第三期として「第 3 次厚真町総合計画」が策定されている。現在は、地方自治法の改正により策定義務は無いが、計画的な行政運営を行うため平成 28 年度からの新しい総合計画の策定を進めている。

* E P A（経済連携協定）

物流のみならず、人の移動、知的財産権の保護、投資、競争政策など様々な協力や幅広い分野での連携で、両国または地域間での親密な関係強化を目指す条約。

このため、将来にわたって活力とうるおいに満ちた魅力ある本町農業の構築を目指し、「厚真町総合計画」や「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」における農業振興方針として、第7次厚真町農業振興計画（以下「第7次振興計画」という。）を策定するものです。

2 これまでの取り組み

第6次厚真町農業振興計画は、基本的には第5次計画を継承する中で、「人づくり～ゆるぎない農業経営の実現～」「食づくり～環境と調和した農業生産の実現～」「システムづくり～効率的な生産体制の実現～」「地域づくり～快適な生活空間と活力ある地域社会の実現～」を4つの柱として、平成22年度から平成26年度までを計画期間とし、本町の農業振興に向けた取り組みを進めてきました。

■ 「人づくり～ゆるぎない農業経営の実現～」では、認定農業者*や農地所有適格法人*を中核的な担い手として位置づけ、継続した育成と農地利用集積等により効率的で持続可能な農業経営を推進してまいりました。

*** 厚真町総合計画**

地方自治法に基づき、第一期として昭和48年に「厚真の新しい町づくり計画」、第二期として平成7年に「厚真町新総合計画」、平成18年から第三期として「第3次厚真町総合計画」が策定されている。現在は、地方自治法の改正により策定義務は無いが、計画的な行政運営を行うため平成28年度からの新しい総合計画の策定を進めている。

*** 厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略**

国は、わが国が世界に先駆けて人口減少・超高齢化社会を迎えており、国と地方が総力を挙げて、活力ある日本社会の維持、地方からの日本の創生をめざしていくために「まち・ひと・しごと創生法」を制定。これを踏まえ、厚真町でも平成28年度からの新たなまちづくりの指針となる第4次厚真町総合計画と併せ、本町の人口、経済、地域社会等の課題解決に対する本町版の地方創生に向けた取組を重点的に推進する総合戦略です。

*** 認定農業者**

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者。平成24年度から、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、集落・地域の話合いにより、今後の地域の中心となる経営体を定め、そこへの農地集積を進めるため、「人・農地プラン」を作成する取組が始まりました。中心的経営体は、今後の地域を支えていく農業者となっていく必要があることから、認定農業者制度との整合を図っていくことが重要となっています。

*** 農地所有適格法人**

農業生産法人は、“農業経営を行うために農地を取得できる法人”であり、株式会社(株式譲渡制限会社(公開会社でない)に限る)、農事組合法人(農業経営を営む、いわゆる2号法人)、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社の5形態です。また、事業や構成員、役員についても一定の要件があります。

また、農家後継者や農外からの新規参入者などの円滑な就農と定着化に向けた研修体制の充実と次世代を担う意欲と能力のある人材の育成を図り、継続的な発展と多様な担い手の育成・確保に取り組んでまいりました。



- 「食づくり～環境と調和した農業生産の実現～」では、農畜産物に対する消費者の信頼を確かなものとするため、たんとうまいステーションの改修や大豆低温貯蔵・常温集出荷貯蔵施設建設による高品質平準化に要する施設の整備、酪農・和牛生産への緊急対策による生産基盤の強化、耕畜連携による資源循環や土壌診断を活用した土づくりの推進など生産者の実情に応じながら環境にやさしい農業に取り組み、安全・安心な農畜産物供給体制の確立と“厚真産”農畜産物のイメージアップを目指したブランド化に取り組んでまいりました。また、畑作物の生産技術が向上する中、平成 23 年度から農業者戸別所得補償制度（平成 25 年度からは経営所得安定対策）が実施され、米の需給調整の大転換が図られたことにより、水稻作付面積が伸び悩む中でも一定の作付面積を確保しながら「米どころ」の評価を守り、力強い厚真町農業の確立に取り組んでまいりました。

さらには、エゾシカ等の有害鳥獣による農作物被害の軽減を目的とした侵入防止金網フェンスの設置や個体調整（駆除）により農畜産物の生産性向上と農業経営の安定化を図ってまいりました。

- 「システムづくり～効率的な生産体制の実現～」では、高齢化や基幹的農業従事者の減少に対応するため、経営や生産の支援体制の整備・強化に取り組みながら、個別の家族経営や法人経営の体質を強化する地域段階の支援システムの充実に取り組んでまいりました。



また、将来にわたり産業として自立し得る農業経営を確立するため、農業関係機関での農地情報共有化や道

営ほ場整備事業による総合的・計画的な水田ほ場整備、農地銀行*活動や農用地利用改善団体*の活用による地域農地の円滑な流動化等により、地域に住む人々が安心して暮らしていける環境づくりを図ってまいりました。

- 「地域づくり～快適な生活空間と活力ある地域社会の実現～」では、自然や農業をはじめとする第1次産業の営みは、それ自体が洪水防止の役割を果たす水田のダム機能に加えて、国土保全、水源かん養、大気浄化など農業・農村の持つ多面的な機能を発揮していることから、これらの機能を維持・増進しながら地域の人々や厚真町を訪れる人々にうるおいと安らぎを与える美しい農村景観づくりや、厚真町独自の魅力あるグリーン・ツーリズム*の展開を図ってまいりました。

また、中山間地域等直接支払制度*により傾斜農地の生産条件の不利補正*の取り組みを行うとともに、多面的機能支払制度*（旧：農地・水・環境保全向上対策）の実施により多面的機能を発揮した美しい農村環境づくりに取り組んでまいりました。

* 農地銀行

農業委員会に置かれている組織で、規模縮小農家から貸し付けなどの希望のあった農地を、規模拡大を望む農家に紹介・あっせんする活動やこれらの情報収集・提供を行う活動などで、農業委員会及び事務局のこれらの活動を「本店活動」、農業委員の地元での調整活動などを「支店活動」と呼ぶ。

* 農用地利用改善団体

集落などの一定の地縁的なまとまりのある区域内の農用地の所有者・利用者等で構成する団体。集落としてのあるべき農業の方向について、合意形成を図った上で、認定農業者に対する農用地の利用集積や特定農業法人等による遊休農地等の活用を促進し、もって集落内の農用地の効率的かつ総合的な利用を確保する。

* グリーン・ツーリズム

緑豊かな農村地域で、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす農村滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちした人的な交流を主体としたものを指す。グリーン・ツーリズムには、市民農園、観光農園、農産加工・直売所、ファームイン（農家民宿）、農家レストランなどの様々な取り組みがある。

* 中山間地域等直接支払制度

食料・農業・農村基本法に基づき、山間地とその周辺地域にある一定要件の傾斜農地を対象に、その経営の不利補正を行うために設けられた我が国初の直接支払制度。厚真町では対象農地の耕作者に交付金が支払われているほか、地域ぐるみの農道・水路の共同草刈による保全・美化活動などに取り組んできた。

* 生産条件の不利補正

農地は平坦地もあれば傾斜のきつい農地もあります。例えば傾斜農地での水田耕作の場合、水張を行うためには棚田のように細かな水田でなければならず、そうなりますと用排水や農業機械の稼働等が平坦地より負担が増えることとなります。ただ、棚田のような用地や傾斜畑地は景観上でも美しい農村風景であり、その維持が重要です。そうした傾斜農地を維持するためにも中山間地域等直接支払制度を活用した取組により平坦農地と格差のないものにするものです。

* 多面的機能支払制度（旧：農地・水・環境保全向上対策）

集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティー機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進するための支援制度。

これら第6次厚真町農業振興計画で掲げ実施してきた取り組みには、今後も着実に取り組むべきもの、また、時代や情勢の変化に即し、より重点的に取り組むべきものなどがありますので、第7次振興計画で新たな政策の展開と併せ、目指すべき目標を掲げた上で総合的な推進に努めてまいります。

3 計画の性格

この計画は、これまでの振興計画の基本的方針を継承しつつ、経営所得安定対策（平成24年度までは「戸別所得補償制度」）の導入、食の安全・安心の確保、農山漁村の6次産業化を三本柱とした国の「食料・農業・農村基本計画*」等に基づいた諸施策との整合性を図りながら、本町農業者と農業関係機関の中期的な共通指針として策定するものです。

今日の農業情勢は、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面し、食と農林漁業の再生は喫緊の課題となっています。

このことから、本町の今後のまちづくりは、自主・自律の自治体運営の中で住民との協働を基本とし、第7次振興計画は「自ら実践、地域で実践、関係機関とともに実践」という「自助・共助・公助*」の精神は、これまで以上に重要なものとなります。

今後、計画実現には様々な困難が予想されますが、各方面の理解と協力により、農業者自らの創意工夫と経営努力を基礎に、目標達成に向けて、農業者と農業関係機関が一体となって取り組んでまいります。

*** 食料・農業・農村基本計画**

食料・農業・農村基本法に基づき国が策定する基本計画で、食料、農業及び農村に関する施策の基本的な方針、食料自給率の目標などが規定される。この計画は5年に一度見直されることになっており、平成22年度からの新しい基本計画では農業を通じて国民の命と健康を守り、さらには我が国の経済、環境、伝統文化等を含めた国民の生活を豊かなものとするための指針として位置付けて策定された。基本計画は情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされており、平成27年3月には農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において示された基本的方向を踏まえた基本計画が打ち出されています。

*** 自助・共助・公助**

住民・地域・企業・行政の役割分担の基本的な考え方として、「自助」・・・自分でできることは自分でする、「共助」・・・近隣や地域内での共同や助け合いで行う、「公助」・・・行政でなければできないことは行政が行う などの言葉に置きかえて応用した考え方である。

4 目標年次

第7次振興計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第6次厚真町農業振興計画は平成26年度で終了したことから第7次振興計画も平成27年度からの開始を基準に進めてましたが、国の「食料・農業・農村基本計画」が平成27年3月に公表され、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉における農業情勢への影響が見えないこと、第5期北海道農業・農村推進計画が平成28年度から開始されるため、第4次厚真町総合計画との関連性などを考慮し、1年間の先延ばしを行うことにしました。

なお、国内外情勢などの社会経済情勢や技術革新によって計画の推進に大きな影響がある場合は、情勢の変化に即した新しい施策の検討・見直しなどにより、弾力的に対応してまいります。

第1章 厚真町農業の現状

I 我が国の農業・農村を取り巻く情勢

1 国際情勢

■ 原則2年に1度開催されるWTO*（世界貿易機構）閣僚会議は、最高意思決定機関として平成27年12月にケニアで第10回の閣僚会議が実施されています。現在の農業協定は、輸出国（アメリカ、EUなど）に都合が良く、輸入国の農業者にとって多面的機能や持続可能な食料安全保障の重要性に対して十分な配慮がないため、世界最大の食料純輸入国の日本にとって、食料の輸入国と輸出国、先進国と開発途上国のいずれにとっても公正で公平な農畜産物貿易ルールが確立されることが重要となっています。

また、WTO農業交渉は、輸出先進国に都合の良い、農畜産物貿易の自由化そのものを目的としてすすめられるべきでなく、各国におけるUR*（ウルグアイ・ラウンド）合意の実施状況等の十分な検証にもとづくものであり、農業者が直面している困難を解決していくことが必要となります。

また、WTOにおける多角的貿易体制を補完する仕組みとするEPAやFTA*（自由貿易協定）締結に向けた動きは活発化しており、特に、日豪EPAでは、平成26年4月の日豪首脳会談で大筋合意を確認し、同年7月に日豪首脳が協定に署名。同年11月に協定が国会で承認され平成27年1月に発効となったことにより、日本の一部農畜産物市場は安い農作物・牛肉・乳製品に圧倒されるとの予測から、北海道を中心に日本の農業・酪農業への深刻な影響が懸念されています。

*WTO（World Trade Organization＝世界貿易機構）農業交渉

161（平成27（2015）年4月現在）の国と地域が加盟する国際機関で、加盟国共通の貿易ルールを決めるための交渉の開催や加盟国間の貿易の紛争処理などを行っています。

*UR（ウルグアイ・ラウンド）

世界貿易上の障壁をなくし、貿易の自由化や多角的貿易を促進するために行なわれた通商交渉。

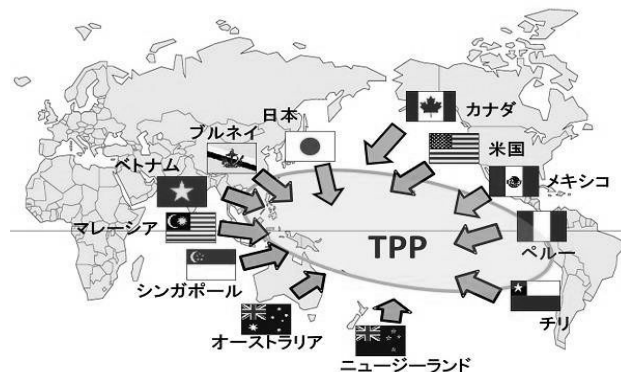
*FTA（自由貿易協定）

特定の国や地域との間にかかる関税や企業への規制を取り払い、物やサービスの流通を自由に行えるようにする条約。

■ 一方、平成 18 年にシンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイの 4 カ国による協定で始まった T P P（環太平洋パートナーシップ協定）は、その後米国やオーストラリアなど新たな参加の中での拡大交渉が開始される中、日本は平成 22 年 10 月に当時の民主党政権下の中で当時の菅首相が突如として T P P 交渉参加への検討が表明されたことから、各農業関係団体は国内農業に深刻な打撃を与えると反対運動が展開され、食の安全や国民皆保険制度などにも悪影響が及ぶ可能性が指摘され、交渉参加に慎重・反対する輪は国民各層に広がりを見せました。

しかし、菅氏の後任となった野田首相も維持路線を継承し、平成 23 年のアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議で、交渉参加に向けて関係国と協議に入る方針を表明しましたが、民主党政権下では交渉参加の正式な表明には至りませんでした。

その後の平成 24 年には自民党が政権に復帰すると事態は一変し、「聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対」と公約し、交渉参加には反対と見られていた自民党でしたが、安倍首相は平成 25 年 2 月の日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提ではない」と判断し、3 月には交渉参加を表明し、日本は 7 月の交渉会合から正式に参加することとなりました。しかし、自民党も無条件で参加を認めたわけではなく、TPP 対策委員会は農林水産分野の重要農産物 5 品目*などの聖域確保を求める決議を採択し、衆参の農林水産委員会で同様の決議を採択されたことから、政府は国会決議を事実上の交渉方針としてきました。



* 重要農産物 5 品目

TPP 交渉の中で、「関税をかけないと国産を守れない」とされる農産物の重要 5 品目（米、麦、牛・豚肉、牛乳・乳製品、甘味資源作物）を関税撤廃の対象から除くよう求める方針。

日本が交渉に参加して以来、各国は首脳会合を2回、閣僚会合を9回開催しましたが、その交渉内容は交渉参加時に結んだ秘密保守契約や外交上の慣例から、最後まで国民に明かされないまま進み、最大の焦点の農産物関税をめぐっては、日本が平成26年に「方程式合意」という全品目の関税撤廃はしないが、重要品目でも関税の削減や輸入枠の設置などを組み合わせ、一定の市場開放を認める方向で議論が進みました。

このような経過の中で、日本が交渉に参加してから約2年余り、国民に情報提供もなく、平成27年10月に米国アトランタでの会合においてTPP交渉が大筋合意となりました。国内での反対運動が続く中で平成5年のUR合意以来最大の貿易協定であり、日本は農産物市場の大幅な開放を迫られることとなります。これは日本農業の将来にとって極めて重大な転換点と言えます。

特に食料基地である北海道は関税の引き下げで輸入牛肉が増えれば乳用種の肉用牛が値下がり、バター等の輸入枠設置で輸入が増えれば生産増加に懸念な酪農家の意欲を奪いかねなく、現在も年間約200戸が減り続ける酪農業の将来が一層厳しさを増します。また、人口減などで主食用米の需要が減り続けている中での米の輸入枠拡大は、流通量を増やす矛盾も考えられ、米価下落が懸念されます。生産調整に応じた農業者の不満が大きく、小麦を作付する畑作農家や養豚農家の経営にも関税引き下げは逆風となり、重要5品目以外でも農林水産の多くの品目で関税撤廃や引き下げが行われることとなった場合には、北海道農業は長期にわたり大きな影響を受けることとなります。

TPP交渉が大筋合意をしたことを受け、安倍首相は農業をはじめとする国内産業への影響を最小限に食い止めるため、全閣僚による「TPP総合対策本部」を設置し「政府全体で責任を持って国内対策を取りまとめ、交渉で獲得した措置と併せて万全の措置を講じていく」と述べ、平成27年11月に政府は農林水産業・地域の活力創造本部と環太平洋連携協定総合対策本部を開催し「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、農林水産業の分野では「攻め」と「守り」の対策を打ち出しました。

その内容は北海道が求めてきた農業経営の体質強化や経営安定、安定供給に向けた内容が盛り込まれていますが、関税措置が恒久的であることから、今後の施策予算への影響が生ずる可能性があるため、将来にわたって担い手が安心して経営できる長期的な政府の対策が必要です。

厚真町としても農業者の不安を払拭させるためにも、今後国や北海道が取り組むTPP対策を注視しながら、関係機関との連携を密にし安定した底力のある農業経営に向けた施策を取り進めることが重要です。

TPPの歩み

平 14 年	・シンガポール、ニュージーランド、チリが TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の前身となる協定の交渉開始。後にブルネイが参加。4 カ国に
平 18 年	・4 カ国で協定が発効
平 20 年	・米ブッシュ政権（当時）が交渉参加を表明
平 22 年 3 月	・4 カ国に米国、オーストラリアなどが加わり、8 カ国で TPP 交渉開始
10 月	・菅直人首相（当時）が所信表明演説で交渉参加検討を表明
	・マレーシアが交渉参加、9 カ国に
平 23 年 11 月	・野田佳彦首相（当時）が交渉参加に向けた関係国との協議入りを表明
	・9 カ国が米ハワイで首脳会合を開き大枠合意
平 24 年 2 月	・日本の交渉参加に向けて日米両政府が事前協議開始
11 月	・メキシコ、カナダが交渉参加 11 カ国に
平 25 年 2 月	・日米首脳会談で安倍晋三首相が、TPP は「聖域なき関税撤廃が前提でないことを明確になった」と表明
4 月	・11 カ国が日本の参加を承認
7 月	・日本が交渉に参加
平 26 年 4 月	・甘利明 TPP 担当相とフロマン米通商代表が東京都内で閣僚協議。日米首脳会談も開かれるが、2 国間協議の決着見送り
11 月	・首脳会合で合意時期の設定を見送り
平 27 年 4 月	・交渉妥結に不可欠とされる貿易促進権限（TPA）法案を、米議会の超党派議員が上下院に提出
	・日米首脳会談。日米が主導して妥結を目指すことで一致
5 月	・甘利氏が月内に予定していた閣僚会合の開催取りやめを発表
6 月	・米 TPA 法成立
7 月	・米ハワイで閣僚会合を開くも、妥結できず
9 月	・米アトランタで閣僚会合開幕
10 月 5 日	・大筋合意
11 月 25 日	・政府が「総合的な TPP 関連政策大綱」を決定

重要品目の大筋合意内容

米	国家貿易制度と枠外税率（1 kg 341 円）を維持 ・ 米国、豪州に輸入枠（輸入義務なし） 米国：5 万 t ⇒ 7 万 t（13 年目以降） 豪州：6,000 t ⇒ 8,400 t（同） ・ MA*内に実質的な米国産米の優遇措置
麦	国家貿易制度と枠外税率（1 kg 55 円）を維持 ・ 米国、豪州、カナダに輸入枠 計 19.2 万 t ⇒ 25.3 万 t（7 年目以降） ・ マークアップ*を 45%削減（9 年目）
牛 肉	・ 関税を大幅削減（セーフガード*付き） 38.5%⇒9%（16 年目以降） 16 年目以降は 4 年間発動なしでセーフガード廃止
豚 肉	差額関税制度、分岐点価格（1 kg 524 円）を維持 ・ 関税を大幅削減（セーフガード付き） 従価税＝4.3%⇒撤廃（10 年目以降） 従量税＝1 kg 482 円⇒50 円（10 年目以降）
乳製品	国家貿易制度と枠外税率を維持 ・ T P P 参加国対象に輸入枠 生乳換算 6 万 t ⇒ 7 万トン（6 年目以降） 枠内税率は 11 年目までに削減
甘味料	糖価調整制度を維持 ・ 加糖調製品に品目ごとの輸入枠を設定 計 6.2 万 t ⇒ 9.6 万 t

*MA

1993 年の U R 農業合意において、包括的関税化の原則とともに、国内消費量の一定割合を最低限の輸入機会として設定し、その割合を段階的に増やすというミニマムアクセス(MA)が盛り込まれた。

*マークアップ

政府管理経費および国内産小麦の生産振興対策に割り当てる経費

*セーフガード

特定品目の貨物の輸入の急増が、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ、かつ、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、損害を回避するための関税の賦課又は輸入数量制限を行うもの。

総合的な T P P 関連政策大綱 農業関連分野

攻めの 対策	・担い手の施設整備や金融面での支援 ・農地中間管理事業の重点実施区域などでの農地の大区画化 ・産地パワーアップ事業の創設 ・畜産クラスター事業の拡充 ・重点品目ごとの輸出促進対策 ・新たな国産ブランド品種などの開発
守りの 対策	・米＝T P P の輸入量相当の国産米を備蓄米として買い入れ ・麦＝引き続き経営所得安定対策を着実に実施 ・肥育牛＝新マルキンを法制化し、9割補てんに ・繁殖牛＝肉用子牛保証基準価格を現状に即して見直し ・養豚＝養豚経営安定対策事業を法制化し、9割補償に。生産者と国の拋出割合を1対3に変更 ・乳製品＝加工原料乳生産者補給金に、生クリームなどを追加し、単価の見直し ・甘味資源作物＝加糖調製品を調整金の対象に追加

2 国内情勢

■ 平成21年9月の政権交代に伴い、水田の高度利活用と自給率の向上を目指して平成23年度から「農業者戸別所得補償制度（平成25年度から「経営所得安定化対策）」が本格実施され40年間続いてきた転作政策の廃止など、米の需給調整の歴史的な大転換が実施されました。

新制度の中では、内容が不透明な中での不安な始動となっていました。人・農地の問題を一体的に解決するための制度活用に向けて積極的に「人・農地プラン」*の作成に取り組んでまいりました。

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域において話し合ってください、次のことを決めていただきます。

〈地域における話し合い〉

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 地域の担い手は十分確保されているか
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地の出し手の状況（いつ頃、どのくらい出す意向か）
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）の役割分担を踏まえた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、複数集落や学区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直して下さい。
- 新規就農者や新規参入者（農業法人、企業等）も話し合いから参加できるように、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

2 人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- 青年就農給付金（経営開始型）→ 原則45歳未満の認定就農者で独立・自営就農する方（※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します。）
- スーパーL資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- 経営体育成支援事業 → 適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

☆ 農地中間管理機構に農地を貸し付けると、

- 経営転換協力金・耕作放棄地協力金 → 農地を貸し付ける方
- 地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸し付ける地域

といった支援を受けることができます。

その後、平成24年度の衆議院解散による再度の政権交代となったことに伴い、農業分野の成長戦略として、「攻めの農林水産業」の考えに基づいた輸出倍増、農業の六次産業化*等による農業・農村の所得倍増の10年計画（目標）への取り組みとして新たな攻めの農業が始動

* 人・農地プラン（地域マスタープラン）

高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えて現状から、地域の人と農地の問題について徹底的に話し合っており、地域の将来像を「人・農地プラン」としてとりまとめるもの。

プランでは、今後において「中心となる経営体（中心的経営体）」など地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）を話し合い、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」とします。

* 六次産業化

農業、林業、水産業は産業分類では**第一次産業**に分類され、農畜産物、林産物、水産物の生産を行うものとされており、**六次産業**は、農畜産物、林産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（**第二次産業**）、流通、販売（**第三次産業**）にも農業者などの生産者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者など生産者自身が得ることによって農業・林業・水産業を活性化させます。

したことから、人・農地プランと連動した農地中間管理機構*が創設され、地域において農地集積や制度活用などについての話し合いが促進されることとなりました。

また、規制改革会議*からの提言により農業改革の3本柱として、①農業委員会等、②農業協同組合、③農地を所有できる法人（農地所有適格法人）の見直しが進められており、今後の農業においては大きな転換期を迎えることとなります。

3 新たな農業施策の方向性

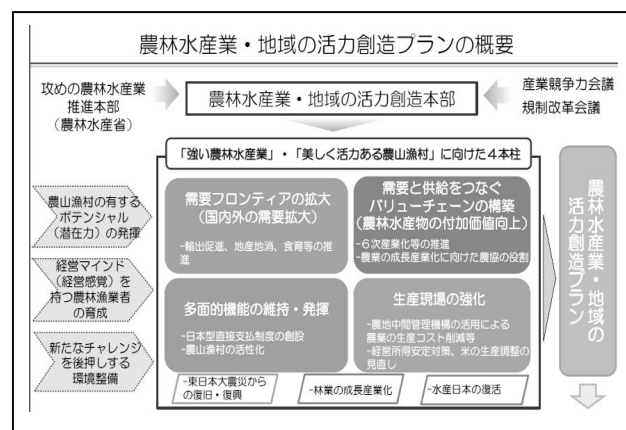
(1)「農林水産業・地域の活力創造プラン」

国は、平成22年度より、「食料・農業・農村基本計画」を基本とした農業政策を構築したことから、平成25年末に出された本プランでは農林水産業、農山漁村が抱える課題を解決し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現するため、①農山漁村の有するポテンシャル（潜在力）の発揮、②経営マインド（経営感覚）を持つ農林漁業者の育成、③新たなチャレンジを後押しする環境整備の3点を基本に新たな政策の展開を開始しました。

【プランの基本的な考え方】

○ 農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、次の4つの柱を軸に政策を再構築し、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指すもの。

- ①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大
- ②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築
- ③生産現場の強化
- ④多面的機能の維持・発揮



* 農地中間管理機構（農地集積バンク）

農地利用の集積集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設するとともに、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を目的として設置されました。

* 規制改革会議

内閣府設置法第37条第2項に基づき設置され、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるために調査審議し、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務として設置されました。

(2)「新たな食料・農業・農村基本計画」

本基本計画は、5年毎に見直しされていますが、特に今回の改正は平成25年12月に出された農林水産業・地域の活力創造プランにおいて担い手の具体像を明らかにするものとして、「認定農業者と集落営農、認定新規就農者を挙げ、重点的に経営発展に向けた支援を実施する」と明記し平成27年3月に出されました。

この中で、食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項として次の6点が挙げられております。

①食料消費として

- ア. 国内外での国産農産物の需要拡大
- イ. 食育の推進
- ウ. 食品に対する消費者の信頼の確保

②農業生産として

- ア. 優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化
- イ. 担い手の育成・確保
- ウ. 農業の技術革新や食品産業事業者との連携等による生産・供給体制の構築等の実現



これらを踏まえた10年後の目標として、

- ① 10年後の食料自給率目標をカロリーベースで45%、生産額ベースでは現行計画の65%を73%に高める。
- ② 主食用米の需要減が進む中、飼料用米は現行の11万トンから110万トンの生産努力目標とし、飼料自給率を現行の26%から40%に引き上げる。
- ③ 農地面積は現行の452万haを440万haで維持する。
- ④ 農業所得については現行の2.9兆円から3.5兆円に、農村地域の関連所得は現行の1.2兆円から4.5兆円とし、トータル目標を現行の4.1兆円から8兆円の目標となっています。

食料自給率目標 次期基本計画における食料自給率目標等			
○ 次期基本計画における食料自給率目標については、現行基本計画における食料自給率目標の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮して設定。			
	平成25年度(基準年度)		平成37年度(目標年度)
法定目標	供給熱量ベースの総合食料自給率	39% $\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(939kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,424kcal)} \right)$	45% $\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(1,040kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,313kcal)} \right)$
	生産額ベースの総合食料自給率	65% $\left(\frac{食料の国内生産額(9兆8,567億円)}{食料の国内消費仕向額(15兆1,200億円)} \right)$	73% $\left(\frac{食料の国内生産額(10兆4,422億円)}{食料の国内消費仕向額(14兆3,953億円)} \right)$
飼料自給率		26% $\left(\frac{純国内産飼料生産量(616万TDNトン)}{飼料需要量(2,380万TDNトン)} \right)$	40% $\left(\frac{純国内産飼料生産量(889万TDNトン)}{飼料需要量(2,243万TDNトン)} \right)$
農地面積		454万ha (平成26年 452万ha)	440万ha
延べ作付面積		417万ha	443万ha
耕地利用率		92%	101%
(参考)平成22年基本計画			
	平成20年度(基準年度)		平成32年度(目標年度)
法定目標	供給熱量ベースの総合食料自給率	41% $\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(1,012kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,473kcal)} \right)$	50% $\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(1,231kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,461kcal)} \right)$
	生産額ベースの総合食料自給率	65% $\left(\frac{食料の国内生産額(9兆9,846億円)}{食料の国内消費仕向額(15兆2,713億円)} \right)$	70% $\left(\frac{食料の国内生産額(10兆5,034億円)}{食料の国内消費仕向額(15兆1,016億円)} \right)$
飼料自給率		26% $\left(\frac{純国内産飼料生産量(651万TDNトン)}{飼料需要量(2,486万TDNトン)} \right)$	38% $\left(\frac{純国内産飼料生産量(840万TDNトン)}{飼料需要量(2,187万TDNトン)} \right)$

食料自給率目標 平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標①

品目	食料消費の見通し				生産努力目標	
	1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		生産努力目標 (万トン)	
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
米 (米粉用米、 飼料用米を 除く)	57	53	857	761	859	752
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10
飼料用米	-	-	11	110	11	110
小麦	33	32	699	611	81	95
大麦・ はだか麦	0.3	0.2	208	213	18	22
大豆	6.1	6.0	301	272	20	32
そば	0.7	0.5	14	11	3.3	5.3
かんしょ	4.2	4.4	102	99	94	94
ばれいしょ	16	17	340	345	241	250
なたね	-	-	232	216	0.2	0.4
野菜	92	98	1,508	1,514	1,195	1,395
果実	37	40	766	754	301	309
てん菜 (精糖換算)					344 (55)	368 (62)
さとうきび (精糖換算)	(19)	(18)	(246)	(220)	119 (14)	153 (18)
茶	0.7	0.7	8.9	8.5	8.5	9.5

品目	食料消費の見通し				生産努力目標	
	1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		生産努力目標 (万トン)	
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
生乳	89	93	1,164	1,150	745	750
牛肉	6.0	5.8	124	113	51	52
豚肉	12	12	244	227	131	131
鶏肉	12	12	220	208	146	146
鶏卵	17	17	265	251	252	241
飼料作物	-	-	436	501	350	501

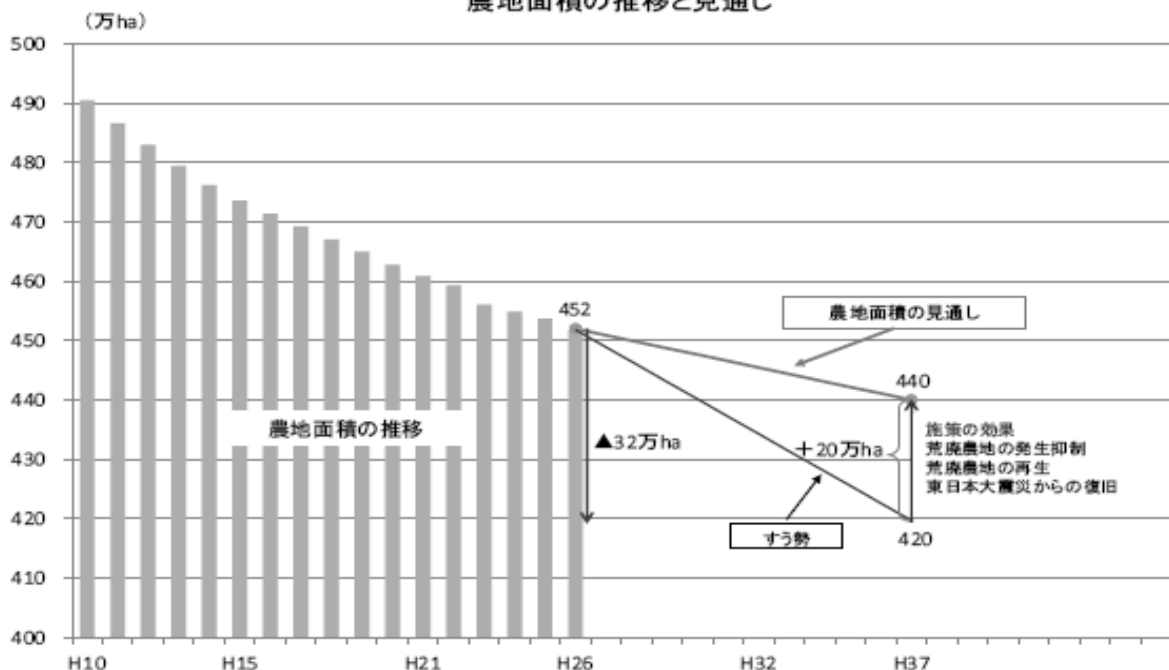
注：飼料作物は良質粗飼料の可消化養分総量(TDN)である。

(参考)

品目	食料消費の見通し				生産努力目標	
	1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		生産努力目標 (万トン)	
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
魚介類 (うち食用)	27 (27)	30 (30)	785 (622)	842 (635)	429 (370)	515 (449)
海藻類	1.0	1.0	15	15	10	11
きのこ類	3.4	3.6	53	53	46	46

注：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口を乗じ、これに減耗量等を加えたものである。

農地面積の推移と見通し



資料：平成10年から26年の農地面積は「耕地及び作付面積統計」による。

農業所得の試算について

<農業所得>

(1) 試算の考え方

農業所得については、需要面及び生産・流通面における生産額の増大に向けた取組及び生産コスト縮減に向けた取組を通じ、今後の施策効果の発揮や関係者の努力が行われること等を前提に、10年後に見込まれる品目毎の農業所得を試算し、それらを積み上げた農業所得の試算値を算出。

(2) 農業所得の考え方

農業所得は、生産農業所得統計における生産農業所得の考え方に準じて試算（農業生産額から物的経費を控除し、補助金を加算。なお、物的経費は、農業経営費から雇用労働費、支払利子・地代を控除したもの）。

(3) 試算の前提

- ・ 10年後の生産量は、農業生産に関する諸課題が解決された場合に実現可能な国内農業生産の数量（食料自給率に係る生産努力目標等）を使用。
- ・ 10年後の価格は、現状（25年農家庭先販売価格）と同じ価格と仮定。
- ・ 10年後の生産コストは、関係者が一体となって諸課題が解決された場合に実現可能となる生産コスト（物財費）を見込んで推計。
- ・ 10年後の補助金は、原則、現状（25年度）と同水準と仮定。

（単位：億円）

品目	農業所得	
	25年度	37年度
米 （米粉用米・ 飼料用米を除く）	6,130	6,460
米粉用米	10	60
飼料用米	60	570
小麦	610	740
大麦・はだか麦	170	240
大豆	480	850
そば	120	140

品目	農業所得	
	25年度	37年度
かんしょ	480	490
ばれいしょ	680	720
なたね	2	7
野菜	8,710	11,260
果実	3,390	3,820
花き	1,320	2,120
てん菜	150	230
さとうきび	120	160

品目	農業所得	
	25年度	37年度
茶	280	330
生乳	960	1,260
牛肉	530	760
豚肉	320	340
鶏肉	170	210
鶏卵	330	340
工芸作物	80	82
その他品目	600	740
合計	2.9兆円	3.5兆円

注1：ここの農業所得は「生産農業所得統計」における「生産農業所得」と同様の概念（農業生産額から物的経費を控除し、補助金を加算。物的経費は、農業経営費から雇用労働費、支払利子・地代を控除）を用いている。

注2：農業所得の合計には品目に分類されないその他補助金（中山間地域等直接支払交付金等）を含んでいるため、品目の積み上げ値と一致しない。

18

また、団体の再編整備等に関する施策として

ア．農業協同組合系統組織

農業協同組合が農業者と力を合せて、農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組み、農業者の所得向上に全力投球できるよう改革が必要とのことから、地域農業協同組合については、農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるよう、経営目的の明確化、責任ある経営体制の確立等の観点から見直しを行うとともに、農業協同組合連合会や中央会については、地域の農業協同組合を適切にサポートする観点から見直しを行う。

イ．農業委員会系統組織

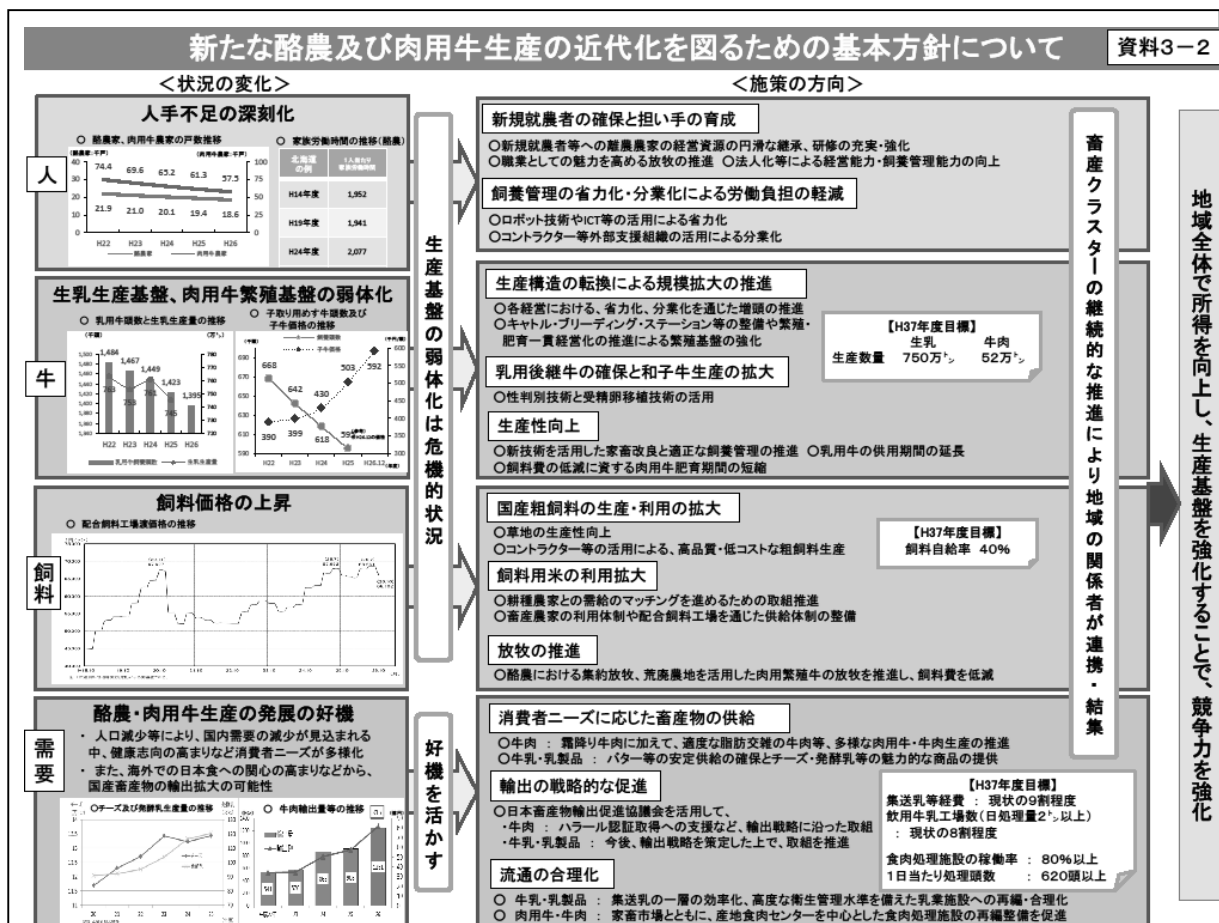
農業委員会は、農業者、特に担い手からみて、地域における農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）が進むよう改革を行うことが必要であり、このため、農業委員会に適切な人物が透明なプロセスを経て確実に

就任するよう農業委員の選出方法の見直しを行うとともに、農業委員会の指揮の下で、地域における農地利用の適正化や担い手の育成、発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員の新設等を行う。

また、都道府県農業会議や全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、農業委員会の業務をサポートするための役割を担う見直し等を行うとされています。

(3)「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」

国は、新たな食料・農業・農村基本計画と合せた新たな酪肉近代化基本方針（酪肉近）の見直しを行い、生乳・牛肉生産の基盤が弱体化する中、10年後の生産数量目標を生乳は750万トン、牛肉が52万トンと設定し、生産をほぼ現行水準で維持し、この目標達成のためには基盤の立て直しが前提で、労働負担の軽減や、和子牛・乳用後継牛の効率的な確保、飼料自給率を進めることとし、畜産クラスターの展開で飼料自給率を現在の26%から40%に上げる目標を掲げています。



また、これと合せて初めてとなる養豚農業振興基本方針も取りまとめられ、飼料用米などを国内由来飼料として積極的に利用し、輸入飼料の高騰で苦しむ養豚経営の安定につなげるとしており、10年後の生産努力目標は13年度実績と同水準の131万トン（枝肉ベース）と設定されています。この目標達成に向け、①経営の安定、②国内由来飼料の利用促進、③飼養衛生管理の高度化、④安全・安心な豚肉の生産・消費拡大を大きな柱と位置付けております。

(4) 経営所得安定対策等推進事業

平成25年12月の農林水産省・地域の活力創造プランにより、経営所得安定対策の見直しがなされ、その内容は次のとおりです。

項 目	内 容
米の直接支払交付金	・26年産米から単価を7,500円/10aに削減し、30年産から廃止
米価変動補てん交付金	・平成26年産から廃止
畑作物の直接支払交付金（ゲタ）	・対象者要件として認定農業者、集落営農及び認定新規就農者とし、規模要件は課さない ・面積払（営農継続支払）は、平成27年産から作付面積に応じて支払われる
米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）	・対象者要件として認定農業者、集落営農及び認定新規就農者とし、規模要件は課さない

こうした経過を踏まえ、国は、平成27年3月に水田・畑作経営所得安定対策推進事業と直接支払推進事業を統合し、「経営所得安定対策等推進事業」と改称しました。

(5) 日本型直接支払の取り組み

農業・農村は、国土の保全や水源のかん養・美しい景観を作るなどの多面的な機能を持っており、その利益は農業に携わる人や農村に住む人だけでなく、広く国民全体が受けていることから、地域活動等への支援を実施して多面的機能が適切に発揮される取り組みを平成27年度から法に基づく措置として取り組みます。



※「農地維持支払」と「資源向上支払」を合せて「多面的機能支払交付金」となります。

II 本町農業の概況

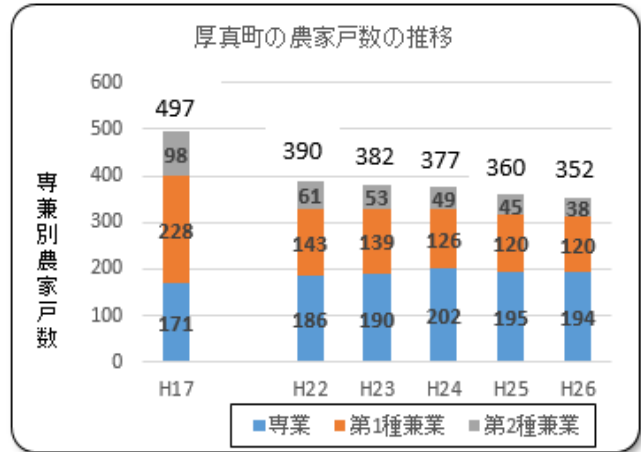
1 農業構造の動向

■農家戸数

厚真町の農家戸数は、この10年間（平成17～26年）では145戸減少、最近の3年間（平成24～26年）では、25戸の農家が減少しており、平成26年には352戸となっています。

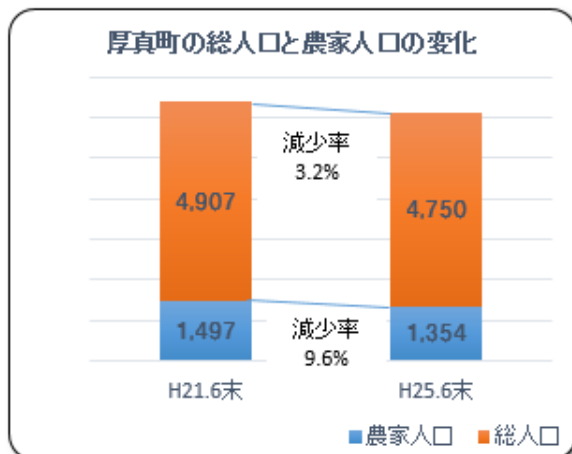
この10年間の本町の農家減少率は約29%と大きなものとなっています。（資料：農業センサス・町農業経営実態調査）

また、今後においても農業経営者の高齢化や後継者不足等から一層の農家戸数の減少が予測されています。



■農家人口・基幹的農業従事者

農家戸数の減少とともに農家人口も減少を続け、その減少率は厚真町総人口の減少率の約3.0倍となっており、高齢化による離農などが進むとともに、本町農業の構造が変化しているといえます。



（資料：住民基本台帳・町農業経営実態調査）

また、150日以上農業に従事する基幹的農業従事者数も減少を続け、平成21年に604人いた従事者数は、平成25年には582人と減少し、実態調査では1戸当たり従事者数は1.65人で夫婦による家族経営が主体となっており、農業後継者が極めて少ない状況にあります。

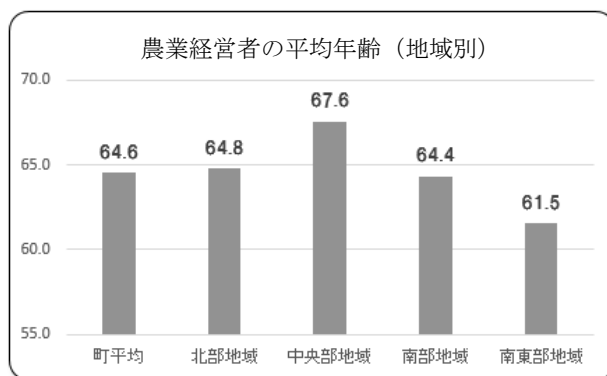
* 農家人口／従業者数

農家人口は、農業を主体とする世帯の構成員数。従事者数は農家人口のうち、150日以上農業に従事する人数。

■農業経営者の年齢と経営移譲

厚真町の農業経営者平均年齢は 64.6 歳で、南東部地域が町平均より低く、中央部地域が高い状況で、南部・北部地域は町平均並となっています。

5 年前の平成 21 年では町平均 61.5 歳から見ると 3.1 歳の上昇となっており、農業経営形態は経営移譲などによる変化は少ない状況となっています。



（資料：町農業経営実態調査 平成 25 年度）

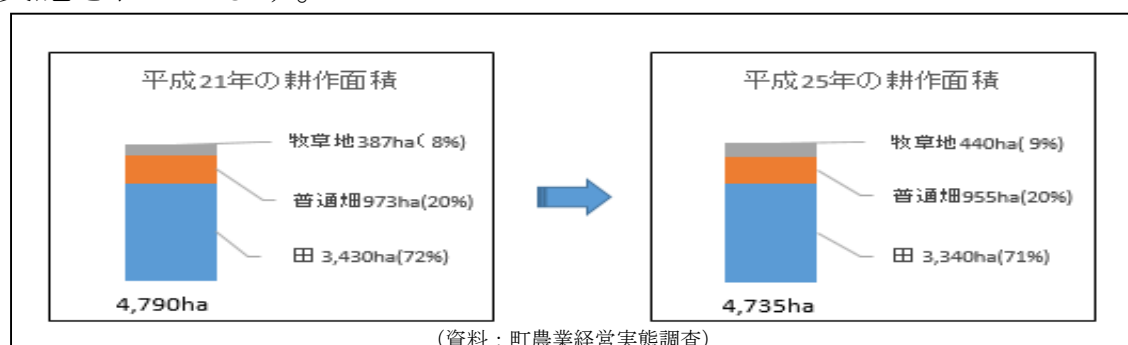
※地域区分

- (1) 北 部 地 域：幌内、富里、高丘、吉野、東和
- (2) 中央部地域：桜丘、朝日、本郷、幌里、幌里開拓、厚真、宇隆、新町、美里
- (3) 南 部 地 域：上野、豊川、共栄、富野、上厚真、共和、厚和、浜厚真
- (4) 南東部地域：豊沢、軽舞、豊丘、鯉沼、鹿沼（上鹿沼、下鹿沼、白鷺）

■基盤整備と経営耕地面積

厚真町では、厚幌ダム建設に並行して実施されている厚真川河川改修用地等の買収や大規模基盤整備事業等から水田面積が漸減してきましたが、平成 29 年度完成に向けて厚幌ダム本体工事が始まった現在では、用地買収などによる農地の変動もほぼ終了して微減の状況に落ち着いてきています。

平成 25 年度の水稲作付面積（主食用米＋非主食用米*）は約 1,670ha で、水田耕地面積の約 49% となり、他の 51% は転作による畑作物の作付が実施されています。



（資料：町農業経営実態調査）

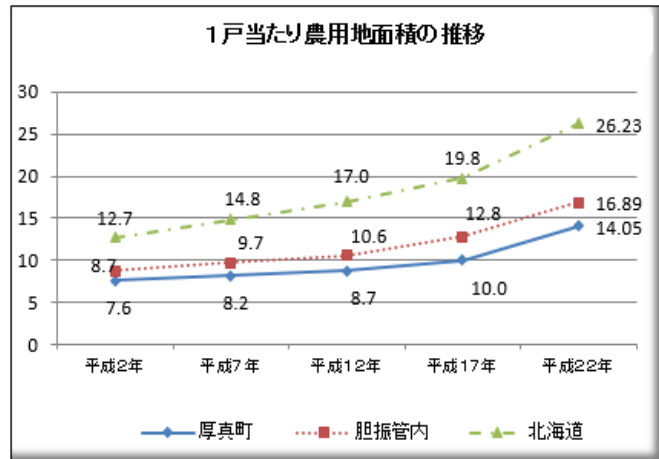
* 非主食用米

「米の作付を減らす」と考えるのではなく、水田の水張り面積を維持・拡大し、生産数量目標の外数である備蓄米や加工用米等を作付ける取組。

■経営規模推移

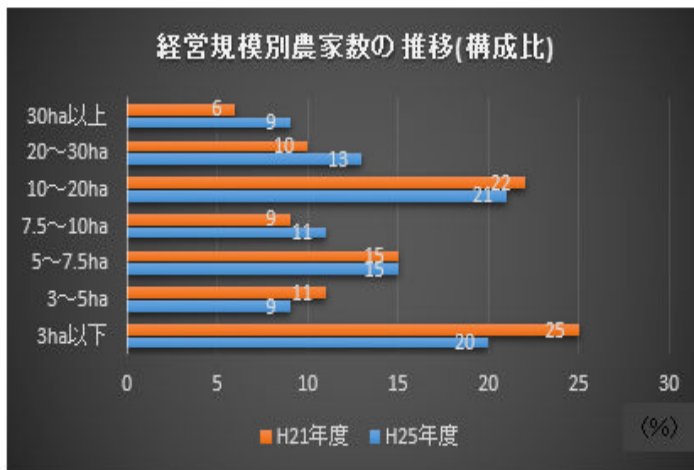
農家戸数の減少により、本町の1戸当たり農地面積は増加しており、平成22年で14haとなっていますが、胆振管内・全道と比較してみますと規模は小さい状況です。

農林水産省では、北海道の望ましい営農の姿として、家族農業経営で20ha程度が想定されています。



(資料：農業センサス・農林水産省耕地面積調査より算出)

■経営規模別農家数



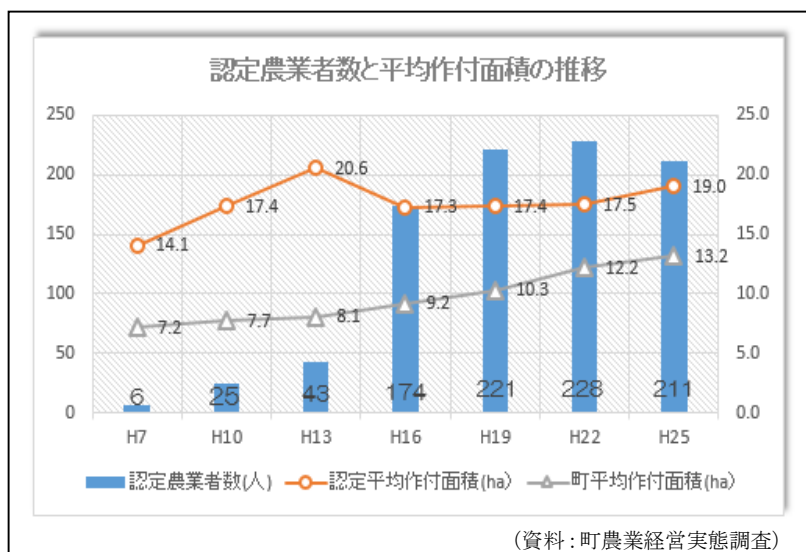
(資料：町農業経営実態調査)

経営耕地規模別の農家数は、賃貸借や売買などによって農地の流動化が進み、20ha以上の農家が増加しています。特に、後継者への経営移譲を円滑に進めている大規模な経営体がさらに規模拡大を進めている状況となっています。

平成15年では10%強、平成21年では16%と20ha以上の経営規模農家が徐々に増加し、現在では全体の22%に達しています。規模の拡大によって北海道の望ましい営農の姿に近づきつつあり、認定農業者制度の趣旨である「他産業並みの所得確保と労働時間を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営が生産の相当部分を担う農業構造の確立」に向けた農業が展開されつつあります。

■認定農業者

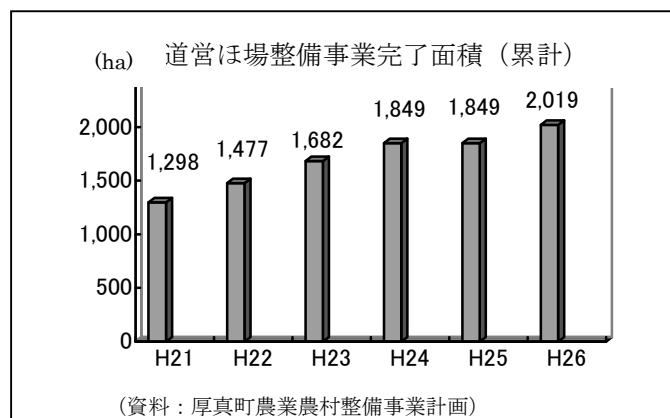
認定農業者制度は、平成5年の農業経営基盤強化促進法の改正以来、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目的に、我が国の中心的な担い手育成政策として取り組まれてきました。



厚真町では、平成7年の6経営体の認定を皮切りに、今日まで認定農業者の育成確保に取り組んできました。特に、平成16年度からの産地づくり対策の取り組みなど、認定農業者に対する施策の重点化により、200経営体を超える大幅な増加となりました。

現在は、高齢化による規模縮小や離農等による農家戸数減少等により認定農業者数は下降傾向となっています。

■土地基盤整備



基盤整備事業により、ほ場の拡大・暗渠排水・用排水路及び農道などを一体的に整備し、分散している農地の集約を図り、担い手農家への流動化を促進させる取り組みを進めています。

北海道が事業主体となり進めている基盤整備事業は、

予定地区も含めて全体で23地区、3,178haの整備を予定しており、このうち26年度末で14地区の約2,019ha、全体計画の約64%が完了しています。

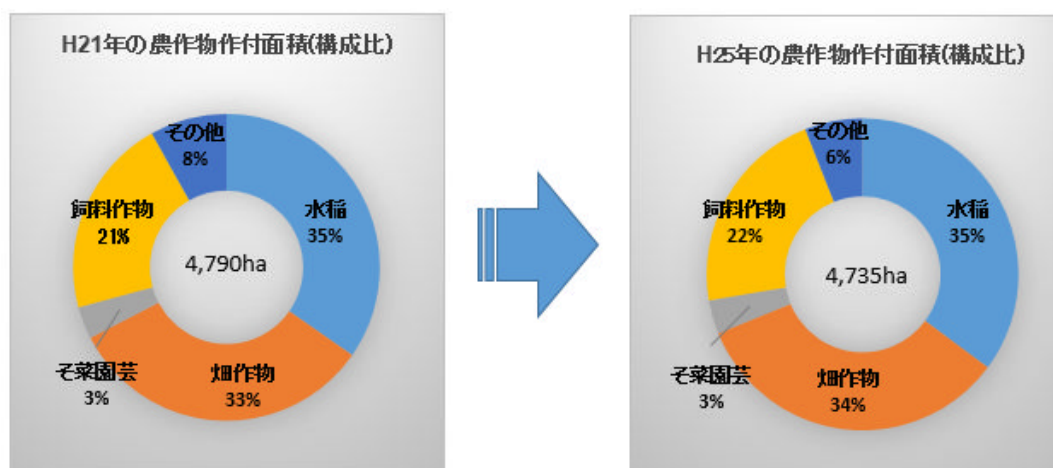
2 農業生産の動向

■農作物の作付動向

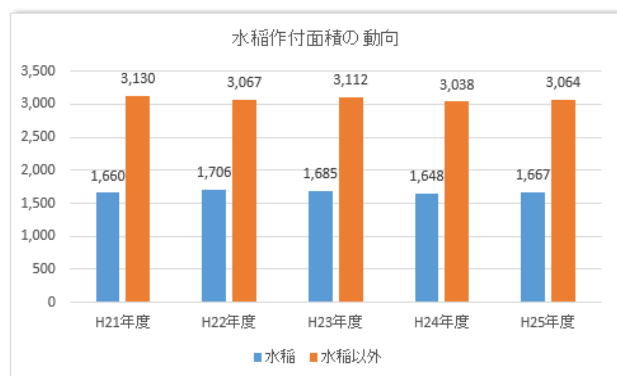
農作物作付の動向では、平成21年から生産調整による転作配分面積に大きな変動はありませんでしたが、制度改正（水田農業構造改革対策から戸別所得補償制度（経営所得安定対策））により、米の生産数量は原則生産者（実際は農業協同組合を中心とする生産者団体）が自主的に決定することとなりました。

この際、転作する面積を配分する方法から、生産できる数量（生産目標数量）を配分する方法に移行しています。

畑作物（転作作物を含む）の生産においては、長年取り組んできた輪作体系の確立に向けた取り組みも定着し、高品質で安全・安心な農作物の生産が実施されています。



(資料: 町農業経営実態調査)



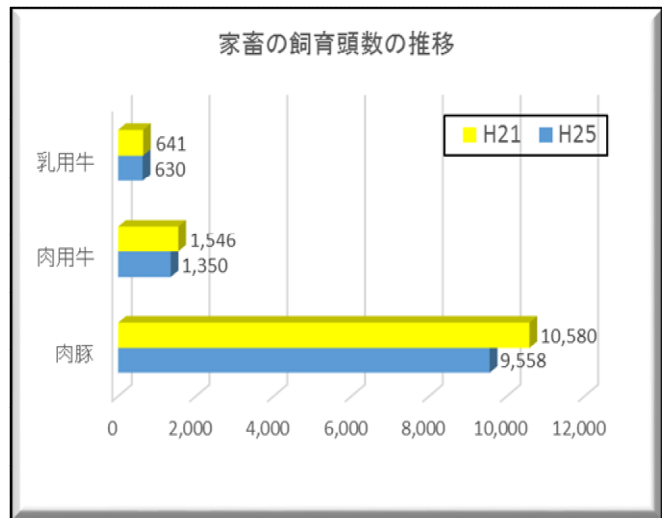
(資料: 町農業経営実態調査)

■家畜の飼養動向

乳用牛の飼養戸数は減少しましたが、5 年前の平成 22 年と比べ飼養頭数にはほとんど変化がありません。

肉用牛は、飼養戸数・頭数ともに減少しましたが、全国的な素牛不足を反映して素牛価格は高値が続いています。

肉豚も肉用牛同様、飼養戸数・頭数とも減少しています。



(資料：町農業経営実態調査)

■農業粗生産額

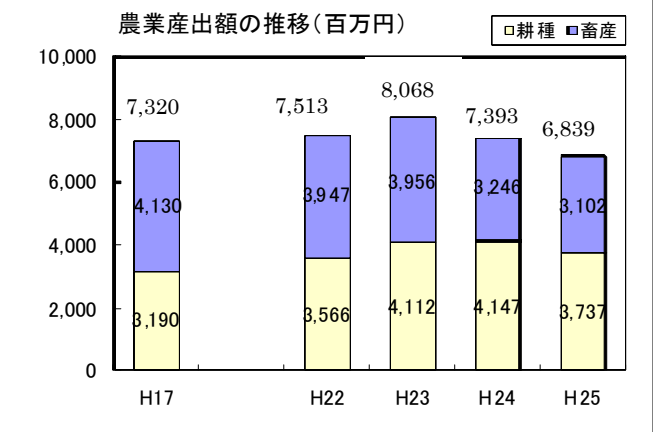
厚真町の平成 21 年～平成 25 年にかけての農業粗生産額は、低迷傾向にあります。

春先の天候不順と夏場の天候回復・猛暑など気象変動の大きい状況が続いています。

これらに対応し、技術的な対策を講じてきた結果として、平均的には収量・品質ともにおおむね良好な状態を確保しています。

しかし、農作物は価格の低迷等により粗生産額が低迷している状況にあります。

畜産物においては、平成 22 年に国内で発症した口蹄疫により風評・消費低迷が懸念されましたが、徹底した防疫対策により信頼も回復しており乳用牛・肉用牛ともに比較的安定した粗生産額となっています。



(産出額は収穫量からの推計値、畜産にはブロイラーを含む)

■生産農業所得

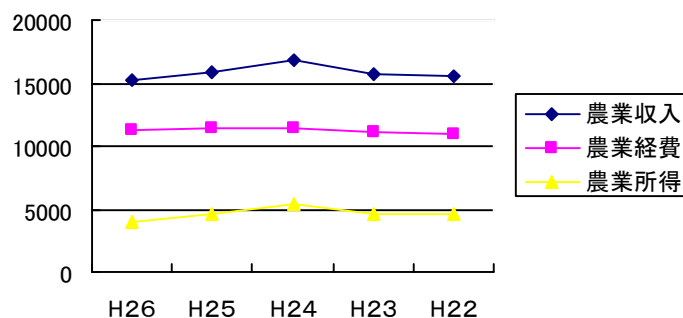
1戸当たりの生産農業所得は、豊凶により変動や市場価格の変動並びに特に米価については近年の乳白色米や青死米等の影響による収量や市場価格の低迷など平成22年度から5年間の推移は下記のとおりとなっています。

また、直接支払交付金などの農業雑収入に扱われる割合は全体平均でも約35%程度となっております。

1件当たり平均

単位：千円／%

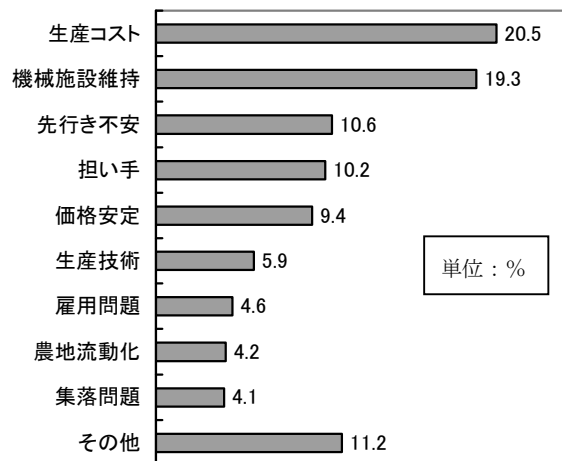
	農業収入	農業経費	農業所得	所得率	雑収入率
平成26年	15,311	11,291	4,021	26.26	35.35
平成25年	15,930	11,398	4,532	28.45	34.93
平成24年	16,815	11,476	5,339	31.75	33.10
平成23年	15,694	11,184	4,608	29.18	36.10
平成22年	15,507	10,890	4,617	29.77	40.44



第2章 生産者意向調査等による 厚真町農業の主な課題

第7次農業振興計画策定に当たり実施した農業生産者意向調査による「経営課題」として挙げられた内容は右グラフのとおりです。

生産コストの削減や機械・施設の老朽化に伴う更新が全体の約50%を占め、担い手不足や価格安定など今後の農業不安で全体の30%を占めています。



1. “人”に関する課題

農家戸数は、平成16年から平成25年までの10年間の年平均減少率は4.5%、後半の5年間（平成21～25年）も4.5%で推移していましたが、直近3年間（平成23～25年）では2.6%と、その減少スピードが弱まっています。

しかし、生産者意向調査の「農業後継者の有無」についての設問では、「農業後継者はいない。」との回答が57%強となっていることから、今後において、高齢化や農業構造改革等の変化などを要因とする農家戸数の減少が見込まれます。仮に、現状での販売農家を主に10年後を想定した場合、約100戸の減少となり、農家戸数は約255戸と想定され、この内、中心的経営体となるのが155戸と想定されます。

5年後・10年後の農家戸数推移

H26年	5年後(H31年)		10年後(H36年)		H26年と10年後の差	内 中心的 経営体
	増 減	戸 数	増 減	戸 数		
3 5 2戸	▲ 5 6戸	2 9 6戸	▲ 4 1戸	2 5 5戸	▲ 9 7戸	1 5 5戸

※1 H26年は、30a以上の耕作者で、販売農家戸数として抽出したものである。

※2 5年後及び10年後の数値は、H26年をベースとし、65歳で後継者移譲、80歳で離農した場合を想定。

①多様な担い手の育成・確保

このような10年後の農家戸数の減少推移と、農事組合毎の農家戸数のうち、10戸未満と予想されるのは、現状の8農事組合に対し14の農事組合にまで増加すると見込まれます。

このようなことから、活力ある地域農業を確立していくため、農業後継者の認定農業者への誘導はもちろんのこと、雇用を伴う農業生産法人の設立推進や農業に強い意欲を持つ異業種からの新規参入者の受入れなど、優れた経営感覚を持った多様な担い手を育成・確保することが重要です。

特に、現在進めている新規就農者対策は「地域おこし協力隊」（農業支援員）を中心とし、その研修先としては「厚真町新農業者育成協議会」構成員による研修が主となっていますが、今後の研修体制の整備として研修農場の在り方などの検討が必要となってきます。

表1は、「農家子弟などの農業後継者を確保していく上で、特に必要なことは何か」を聞いたもので、農業経営主（親）の責任と答えたのが全体の38.4%を占め、次に地域や行政・農協での確保対策となっています。

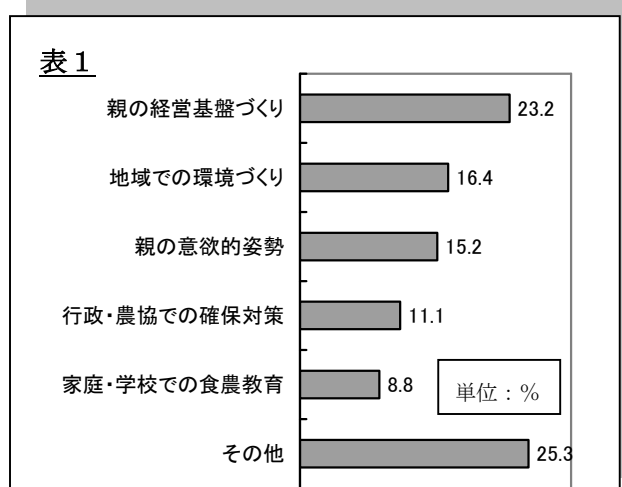
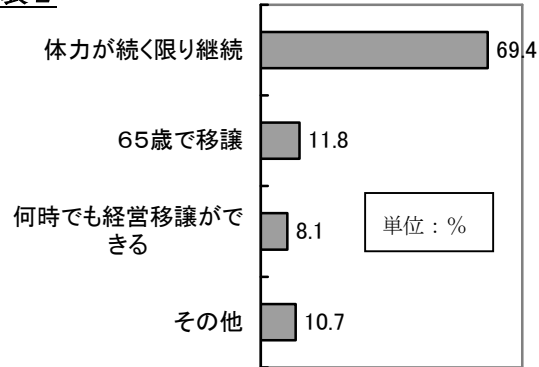


表2



また、表2では、農業経営を継続している325名の回答者のうち「農業後継者がいない」と答えた方186名（全体の約57%）に聞いた「将来の農業経営」の問いかけであり、約70%の方は「体力が続く限り農業を継続する」と答えており、次いで65歳での経営移譲となっています。

②農業リーダーの育成・確保

農業を第一次産業として進めている厚真町において、次代の農業の担い手の育成指導や地域農業の振興などに対する助言や協力を行う人材が不足しています。こうした優れた農業者の活動を助長する地域リーダーとして、指導農業士や農業士の育成確保が重要となっています。

③女性や高齢者の知識・技能を生かした地域活動

生き生きとした女性や高齢者の活躍は、地域社会における農業生産活動を始め地域生活全般に活力を生みます。

農業に携わる女性がその能力を発揮し、社会・経営参画の促進に向けた意識啓発や環境づくり、また女性の視点に立った商品づくりなど、農村女性グループ等の自主的な活動は地域活性化において必要不可欠なものとなっています。

また、高齢者などがその知識や能力を生かし、生産活動や社会活動に積極的に参加して助言や指導ができる仕組みも必要です。

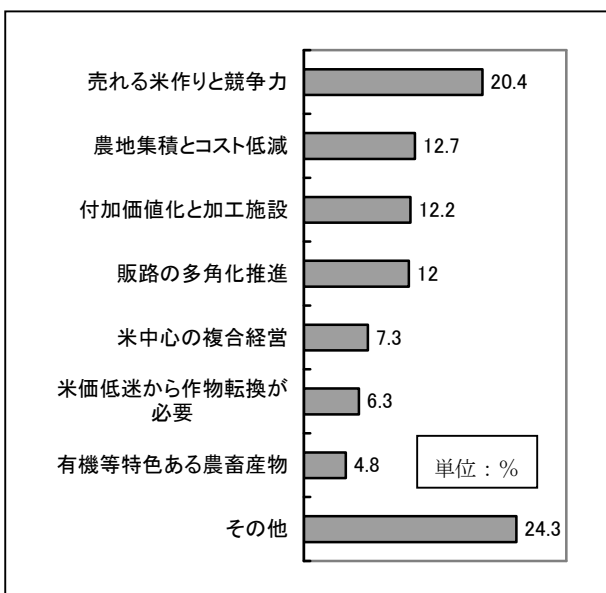
2. “食”に関する課題

今日、多くの消費者が農業生産の役割に期待することは、安全・安心な食料が安定的に生産され、値頃感のある価格によって供給されることです。

厚真町農業は「生命産業」であることの自信と誇りを胸に、農業生産に臨むことが重要です。また、農業は単に食料生産にとどまらず、営農活動を通じて、水資源のかん養、自然環境の保全、景観の形成などの多面的な機能を有していることから、これらの機能の維持・強化が求められています。

このため、本町は将来にわたって持続可能な農業を展開し、安全・安心な食料の生産に全力で取り組むことはもちろん、食料の供給と一体となる環境保全への多面的な機能を発揮する取り組みが必要となっています。

右表は、今後の厚真町における水田農業の方向について 388 人の方々から 1 人 2 つまでの回答をいただいた意見ですが、「売れる米作り」など高付加価値化とコスト低減に向けた取り組みが全体の約 45%を占めており、これら以外に販路拡大や作付体系の変更など約 30%の回答を得ています。



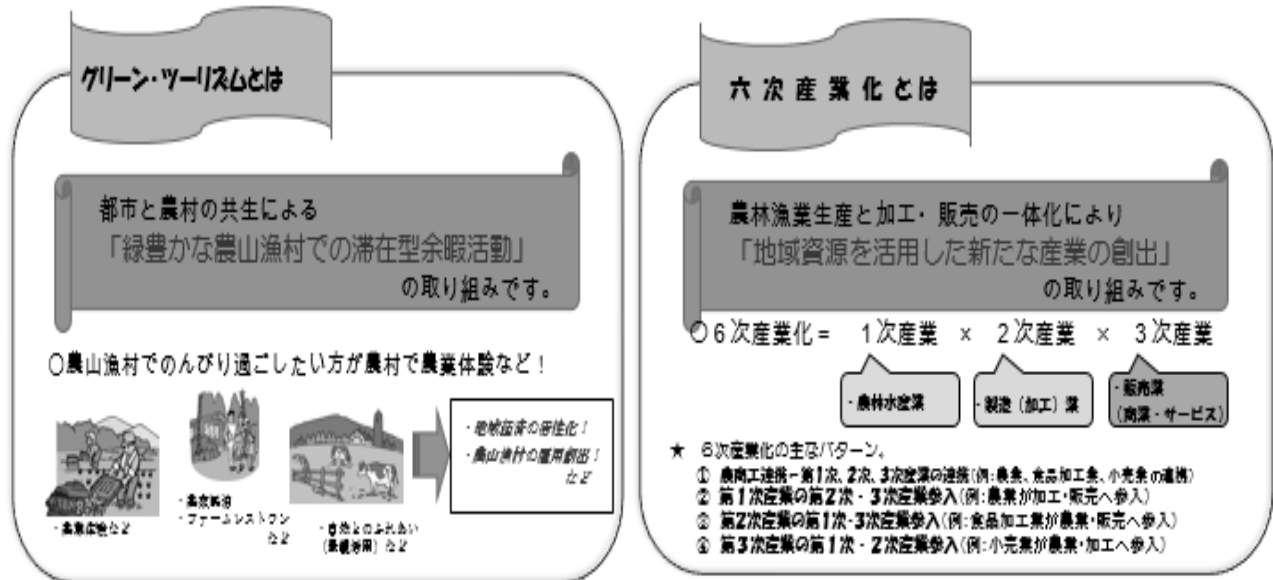
①農産物の高品質化

町が生産する農畜産物においては多くの消費者と信頼関係を築くことが農業の振興、さらには地域の活性化にもつながります。

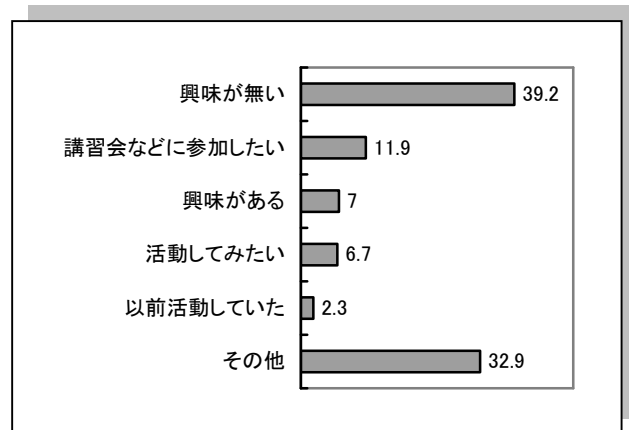
「新たな食料・農業・農村基本計画」による食料自給率の向上や所得の増強、T P P 等グローバル化が進む中で、本町農畜産物の高付加価値化や「地産地消」の観点を踏まえ、農産物ブランド化などの P R により知名度拡大と農畜産物の需要拡大を推進することが重要です。

②経営の多角化の促進等

労働に見合った一定水準の所得を確保するため、経営管理能力向上に向けた指導の充実・強化、戦略作物の導入による経営の複合化を進めるとともに、グリーン・ツーリズムや六次産業化による直接販売・加工への取り組みなど経営の多角化にチャレンジしていく必要もあります。



右の表1は、グリーン・ツーリズムや六次産業化の活動について388人の方々から回答をいただいたもので、「活動に興味を持っている」方は全体の約28%、逆に「興味が無い」と答えた方は全体の約40%という状況でありました。



3. “システム”に関する課題

基本技術の励行に加え、多収で品質の良い品種や新たな生産技術の普及・推進とともに、水田ほ場整備など土地基盤の計画的整備により、効率的な生産環境づくりを推進し、低コスト生産による所得増加の実現など生産性向上に努めることが重要です。

また、消費者ニーズや需給動向に迅速に対応し、安全・安心で良質な農畜産物を低コストで安定的に生産するとともに、効率的な施設利用など出荷・流通体系の確立への取り組みを進め、輸入農産物や他産地との競争に打ち勝つ力強い本町の農業を確立しなければなりません。

右の表1は、今後の重要施策として、「農業金融対策」について388人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。

全体的に見て、資金への支援が全体の約70%の方々が希望している状況と見られます。

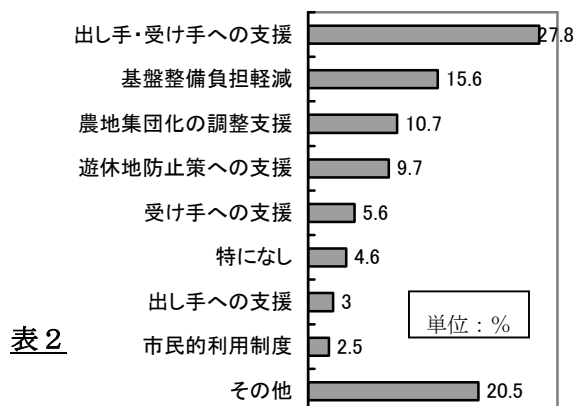
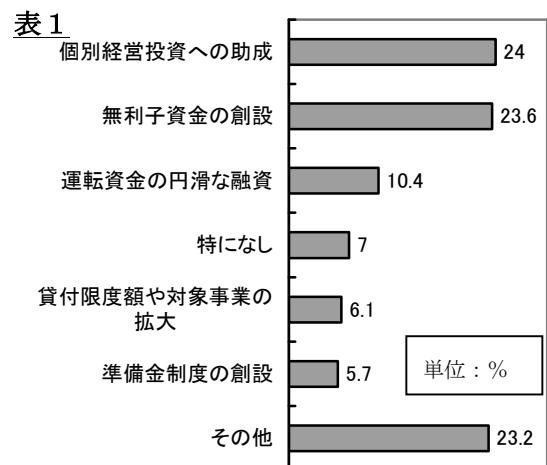


表2は、今後の重要施策として「農地集積対策」について388人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。

「農地の出し手・受け手への支援」が全体の36.4%となっており、他に「基盤整備への支援」、「農地集団化への調整支援」、「遊休農地防止策への支援」となっています。

表3は、今後の重要施策として、「経営改善対策」について388人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。

「労働力確保支援」が全体の約25%を占め、他に「販路拡大支援」、「農業情報提供支援」と続いています。

表3

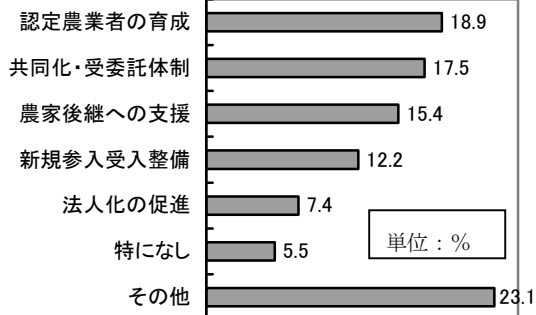
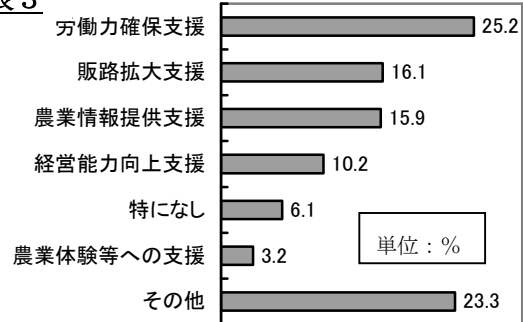


表4

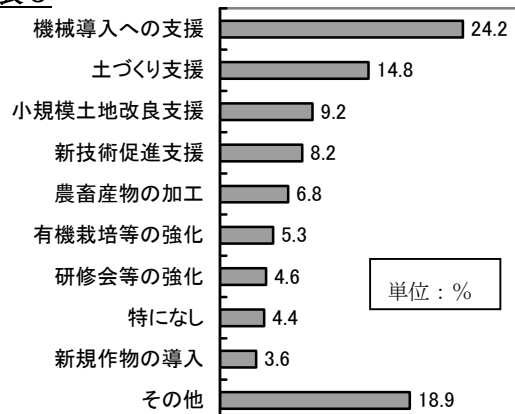
表4は、今後の重要施策として「担い手対策」について388人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。

認定農業者制度など担い手育成を中心として新規参入者受入体制整備や農業機械・作業等の共同組織化への支援を必要としています。

表5は、今後の重要施策として「生産振興対策」について388人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。

「機械等の補助制度やリース制度の充実」との回答が25%を占め、「土壌診断などの土づくり」も約15%の方々が要望しています。

表5



①土づくりの推進

農畜産物の生産性向上と安全で安心な生産物を作り出すためには土壌診断に基づいた「土づくり」が基本となります。町内においては耕畜連携や輪作体系で進めていますが、今後においても健全な土づくりが重要視されます。

②労働力確保対策

経営規模の拡大や複合経営などにより近年労働力不足が顕在化しています。持続可能な農業経営に取り組むため、効率的かつ安定的な農業経営に向けた雇用労働力の確保が必要です。

③農業生産基盤整備の推進

水田農業を中心とした土地利用型農業においては、今後更なる大規模化を進める必要があり、そのため農業用水の安定供給、作業の効率化、汎用化に対応した生産基盤の整備が急がれます。

このため、現在進めている国営かんがい排水事業や道営ほ場整備事業の進捗を加速化する必要があります。

また、現在試行的に行われている米の直播栽培は、飼料用米などのコスト縮減に向けた取り組みとして行われており、これに活用できる暗渠排水集中管理孔の整備も今後必要となります。

④酪農・畜産経営の安定化

道内においては畜産についても高齢化等による離農や後継者不足等を背景に農家戸数や飼養頭数が減少しているとともに、畜産の収益性などの関係から畜産経営の安定化が必要です。

こうしたことから、畜産クラスターをはじめとしたコントラクターやTMR*センター等の外部支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携、結集し、地域全体で畜産の収益性を向上させる取り組みが重要です。

* TMR (total mixed rations)

現在輸入に頼っている配合飼料の高騰が続いています。こうしたことから酪農家が共同で乳牛の養分要求量に合うように粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミンなどによる混合飼料を供給するものです。

⑤酪農・畜産ヘルパーの育成・確保

町内には、育成を含め9件の酪農家と32件の和牛飼育農家がありますが、高齢化が進む中で労働力が不足している状況であることから、今後は通年雇用が可能なヘルパーの育成・確保と、将来的には新規就農可能な体制が必要です。

⑥農地の確保と流動化

農家戸数と同様に、現状での販売農業者を主に5年後・10年後を想定した場合の離農予定者による農地は、5年後で約250ha、その5年後では約290ha、合せて今後10年間で約540haが現在申請中の農地中間管理機構など今後予想される規模拡大農家や新規参入者への農地流動化に進むものと伺えます。

また、1戸当りの平均耕地面積では、H26年では13.51haとなっておりますが、5年後では16.07ha、更に5年後では18.66haと想定されますし、中心的経営体として見た場合の1戸当り面積は、5年後では24.99ha、10年後では26.89haになるものと想定され、これら中心的経営体への集積率は5年後で86.17%、10年後では87.02%までに集積されるものと想定されます。

5年後・10年後の耕作面積推移

全耕地面積 H26年	離農等による農地発生			1戸当り平均耕地面積		
	5年後 (H31年)	10年後 (H36年)	計	H26年	H31年	H36年
4,758.46ha	▲252.01ha	▲292.55ha	▲544.56ha	13.51ha	16.07ha	18.66ha

中心的経営体として見た場合

平均耕地面積			農地集積率			農地集約率
H26年	H31年	H36年	H26年	H31年	H36年	H26年
23.20ha	24.99ha	26.89ha	75.57%	86.17%	87.02%	33%

※中心的経営体の耕地面積は、農地中間管理機構への申込状況と、地区内離農予定農地を推計し試算。

※農地集約率は、1農家1団地とした場合における団地数（飛び地数）で試算。

仮に、1ha未満の飛び地農地で見ると、集約率は99.7%となる。

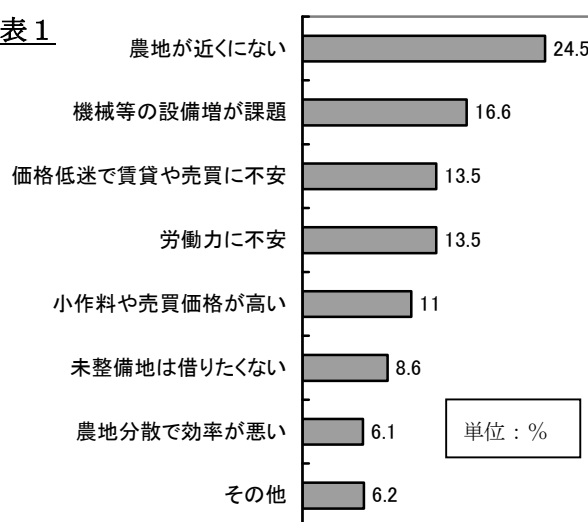
このようなことから、農業の生産基盤である農地の基盤整備と良好な状態での農地保全を促進し、「人・農地プラン」を中心とした地域のあり方（将来設計）を話し合い、地域の中心となる経営体への農地の利用集積と集約を促し、生産性の高い農業構造の確立に取り組む必要があります。

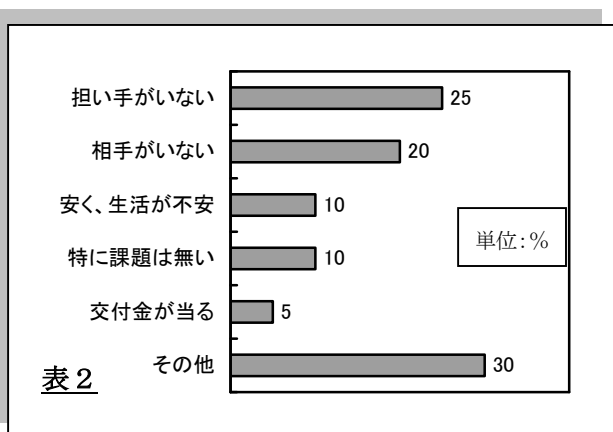
また、集落を取り巻く課題に対応していくため、農用地利用改善団体・農地銀行と農地中間管理事業を活用しながら農地の利用集積を図るとともに、地域の労働力不足などの解消について、生産組織やコントラクターなど、様々な形態の営農組織の育成が急務となっています。

さらには、平成26年4月現在における農業委員会による農地の貸借面積は約1,918haで、農地全体の3分の1を占めておりますが、この賃貸借における農地について町外の耕作者が使用している農地は約60haもあります。町内担い手の方々においては規模拡大指向が多い中、このような町外耕作者への農地流動化というものが問題視されています。

右記表1は、農地の規模を今後拡大したい88人の方々から出された「規模拡大に伴う課題」をグラフ化したものです。「集積しやすい農地が近くにない」が24.5%、「規模拡大で設備投資が必要」が16.6%、「賃貸料や農地価格が不安」が24.5%と、主なもので、全体の約65%を占めています。

表1





また、表2のとおり、規模縮小を希望した16人の方々の農地貸借や売買についての課題を見てみると、「担い手や貸し手がない」が45%、「賃貸料や売買単価が安く生活に不安」が10%、「経営所得安定対策交付金がもらえる」「課題が無い」で15%という状況です。

⑦鳥獣被害対策

生産者意向調査でも多くの意見があったエゾシカによる農作物被害について、捕獲（駆除）などの総合的な被害防止対策を検討・研究することが必要です。

※北海道 エゾシカ推定生息数（北海道環境生活部資料より）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
推定生息数	63万頭	62万頭	58万頭	54万頭	48万頭
捕獲実績	109千頭	137千頭	144千頭	132千頭	136千頭

※農作物鳥獣被害状況

年度	北海道（百万円）		厚真町（千円）		鹿捕獲数（頭）		金網フェンス 設置距離（m）
	被害総額	内 鹿被害	被害総額	内 鹿被害	北海道	厚真町	
21	5,418	4,942	37,413	35,460	97,356	571	33,500
22	6,331	5,921	35,595	33,662	109,120	652	65,600
23	6,706	5,811	42,180	40,871	137,632	537	57,900
24	6,987	5,478	38,866	33,180	144,414	515	0
25	6,185	5,563	31,566	30,889	132,239	628	16,500
26	5,285	4,610	24,673	21,739	136,000	1,116	累計 268,090

金網フェンス設置距離の累計は、平成18年からの累計である。

右の表1では、農家意向調査によるエゾシカ被害の防止対策（金網フェンス）について、その効果を調査しましたが、「効果があった」という回答は全体の44.6%、「効果が見られない」や「まだ対策が必要」との回答は28.1%となっており、今後も何らかの対策が必要となっています。

表1

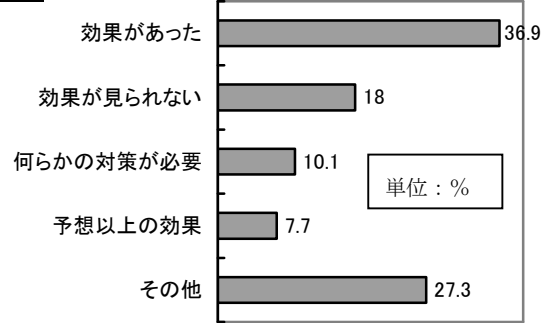
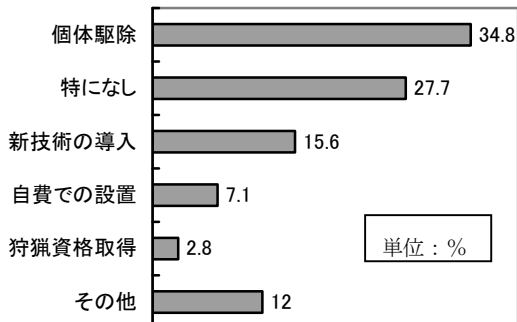


表2



また、表2は、今後の被害防止策について141人の方々から回答をいただいたもので、「ほ場内での個体駆除」と答えた方が34.8%と依然多く、これに「狩猟資格を取得したい」の2.8%を加えると全体の約38%を占めます。また、「特になし」との回答も約3割に近い数値ともなっています。

⑧期待が高まる農業のITの活用・ICT*関連技術の可能性

農業のITの実用・ICT関連技術の可能性に大きな期待が集まっています。

人工光などで完全な生産管理が行える「植物工場（野菜工場）」をはじめ、田畑にセンサーを埋め込んで作物の成育を管理するシステム、営農を支援する農家向けのクラウドサービスなどが相次ぎ登場しています。

高齢化や規模拡大による労働力不足が課題となっている本町においては、ICT関連技術の実用化に向けた研究・検討が急務となっています。また、常時コンピュータ（スマホ等のIT機器）があり、いつでも最適な環境のもとで地域担い手等の農業者の情報収集、情報交換、新技術の取得等の情報・サービスの提供が受けられる地域社会づくりを目指すことが重要です。

※ICT

情報や通信に関連する科学技術の総称です。農業分野ではGPS衛星からの電波を農機具が受信することにより、精度の高い農作業が可能となり、無人化による農機具の走行も可能となっています。

4. “地域”に関する課題

農業・農村は農業生産の場であると同時に、農業者を含めた地域住民の生活の場となっています。

また、美しい農村景観や自然環境などは訪れる人々にやすらぎや憩いを提供し、さらには教育、人間性回復の機能を発揮する場として、近年その役割が高く評価されています。

一方、厚真町は人口減や高齢化の問題に直面しており、その進行は農業集落の社会活動を困難にさせるのみならず、本町全体の活力低下を招くなど、農村コミュニティの低下が懸念されています。

このことから、本町の農業・農村を生産の場としてだけでなく、生活の場としてのあり方を見直すとともに、さまざまな機能や魅力にも着目し、地域に住む様々な人々による開かれた農村づくりを進めていくことが必要です。

表1は、「農事組合で抱える課題」について103人の方々からいただいた意見です。

総体的に見ると、少子高齢化が大きく見られ、また、担い手に対する意見の違いも見られます。

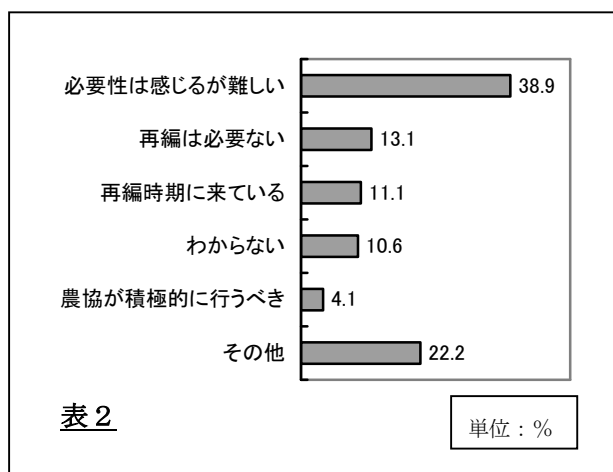
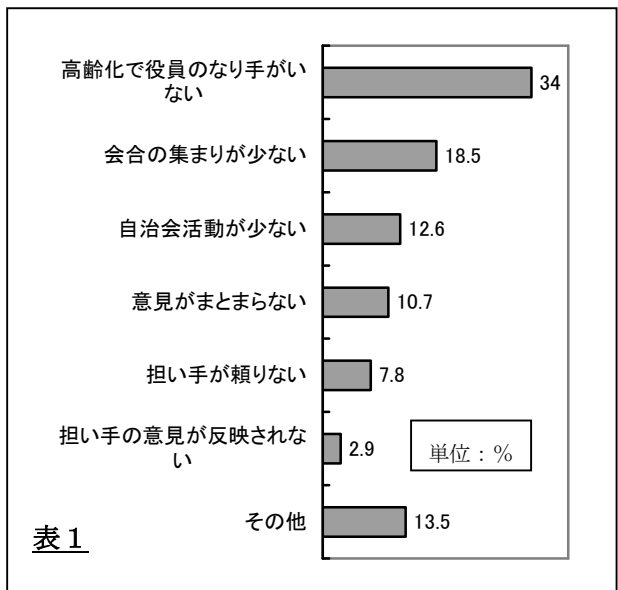


表2は、「農事組合の再編」について388人の方々からいただいた意見です。再編が必要と感じている方は「必要性は感じるが難しい」を含め約55%となっており、逆に「再編は必要ない」と答えた方は約13%でありました。

①「農」とふれあう機会の創出

本町が有する資源を活用したグリーン・ツーリズムの推進や、都市生活者が自ら農産物生産に取り組める環境づくりなど、都市と農村との交流を通じ、本町農業と生産される農畜産物に対して消費者との信頼関係を構築し、理解者・応援者を増加させる取り組みが重要です。

②地域の環境にあった農業・農村づくり

地方は都市部と比較すると生活利便性において不便な部分も多い反面、生活環境では豊かな自然環境や土地資源などを有しています。

物の豊かさや生活の利便性を求めていた時代から、心の豊かさを求める時代に変化しつつある潮流のなかで「真の豊かさを実現する場」とする農業・農村づくりに臨むことが重要です。

そのためにも、現在各地区に点在する空き家の再利用に向けた取り組みも重要となっています。



第3章 今後の農業振興方策

I 基本方針

本町は、恵まれた自然環境と土地条件を生かしながら北海道有数の稲作地帯として良質・良食味米生産を基本に、畑作、園芸、畜産、酪農と互いに融合しながら安全・安心な農畜産物づくりに取り組んできました。

しかし、農業を取り巻く環境は、T P Pを始めとするグローバル化の進展といった世界的な環境変化の中で、輸入農畜産物の増加や市場経済に委ねられた農畜産物価格の低迷による経営の圧迫、農業従事者の高齢化と担い手・後継者不足、さらには食の安全確保と環境保全に配慮した農業など解決しなければならない課題が山積みとなっております。

こうした中、国は平成 25 年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を打ち出し、これを基に「新たな食料・農業・農村基本計画」をはじめ各種方針等の見直しが成されました。

このような現状を踏まえ、第7次厚真町農業振興計画策定においては国の政策と本町が抱える各種課題を整理し、今後5年間の行動計画を明らかにしていかなければなりません。

農業・農村は単に食料を供給するために存在するだけではなく、国土の保全、水源のかん養、エネルギーや木材の供給、学習・保養の場の提供など様々な機能が期待されております。

この多面的機能が発揮されるためには、農業者の安定的な収入とそこに人が住み続けて若者も高齢者も全ての住民が安心して暮らしていける環境を作り出さなければなりません。

そのためにも、地域間の結び付きを強めながら営農活動の持続による多面的機能の維持が国土の保全につながっていきます。

さらに、経営感覚に優れ、時代の変化に対応できる多様な担い手を育成・確保するとともに、環境と調和した安全で良質な食料の生産体制を確立することが急務となっています。

また、生産者と消費者の信頼関係を第一に、「食」と「農」の未来を構築する取り組みに努め、豊かな緑に囲まれた本町の農村空間の中で、人

と自然とのふれあい、人と人との交流を通じて、活力と潤いのある農業・農村が実現できるよう、「自主・自律」、「自助・共助・公助」の精神を尊重し、農業者と関係機関が一体となって取り組んでいきます。

こうしたことから、第6次農業振興計画においては農業関係機関の役割として97項目もの農業振興方針での取り組み内容を掲げましたが、第7次農業振興計画における振興方策については、「人づくり」「食づくり」「システムづくり」「地域づくり」の各テーマ毎に主な取組内容と重点項目、計画期間中における達成目標を掲げました。また、各関係機関の役割を明記するとともに、各項目達成を次の基準で明記することとしました。

ステージ1 ・ ・ 新たな事業の展開又は継続事業の強化推進

ステージ2 ・ ・ 2～3年での実施

ステージ3 ・ ・ 計画期間内での実施

Ⅱ 主な取り組み内容

第7次農業振興計画の進める上で、各テーマ毎に主な取り組み内容を掲げ、それぞれの検討課題について取り組んで参ります。

1. 人づくり

- (1)農業後継者や新規就農者の受入体制強化
- (2)厚真町担い手育成夢基金の活用
- (3)指導農業士・農業士の育成・支援
- (4)女性の参画と能力発揮
- (5)高齢者による経験知識の継承等

2. 食づくり

- (1)米の高品質化と省力・低コスト生産
- (2)土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立
- (3)クリーン農業とブランド化の推進に向けたそ菜園芸作物
- (4)自給飼料の向上と優良畜種育成に向けた酪農・畜産の振興
- (5)特産果実等のブランド化
- (6)六次産業化の推進

3. システムづくり

- (1)土づくりに向けた施策
- (2)雇用労働力確保対策
- (3)経営の法人化・集落営農
- (4)農業生産基盤整備の推進
- (5)畜産クラスターの推進
- (6)飼料基盤の充実と良質粗飼料の確保
- (7)農地の確保と流動化
- (8)有害鳥獣被害防止対策の研究／強化
- (9)ICT技術の実用化・普及推進検討
- (10)加工・共同選荷施設等の整備統合

4. 地域づくり

- (1)都市と農村の交流の推進
- (2)空き家の再利用
- (3)多面的機能の発揮
- (4)重点普及課題の推進
- (5)農事組合再編の検討
- (6)新たな農業担い手育成機構（仮称）設立の推進

1. 生き生きとした“人づくり” ～地域協働体系の確立～

■主な取り組み内容

1. 農業後継者や新規参入者の受入体制強化

農業生産意向調査による「経営課題」として 10.2%の方が担い手対策を挙げ、「農業後継者の有無」では57%の方が「後継者がいない」と回答しています。また、現状で推移した農家戸数も10年後には約100戸の減少と推測されます。

また、農業後継者は年間約3名程度の推移で戻っていますが、地区の維持や活性化のためにも農家子弟のUターンの促進や、農外から就農を志す新規参入者の確保が必要です。

こうした中、厚真町は道営ほ場事業や担い手育成夢基金による支援など担い手農業者の育成を進めており、今後は農作物の高付加価値化、コスト低減に向けた各種施策を進め、農業所得を上げていくことにより農家子弟後継者や新規参入者の増員を図ります。

また、新規参入者など現在の受入体制と合せた研修農場の在り方についても厚真町新農業者育成協議会を中心に進めるとともに、新規参入者の定住促進などを専門的に行う組織として、関係機関との連携による新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立に向け推進して参ります。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
新規参入者向け研修農場の推進	1	◎	◎	◎	○		
新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進	1	◎	◎	◎	◎		

■計画目標

1. 農業後継者数・・・5年間で20名を目標
2. 新規参入者数・・・5年間で10名を目標



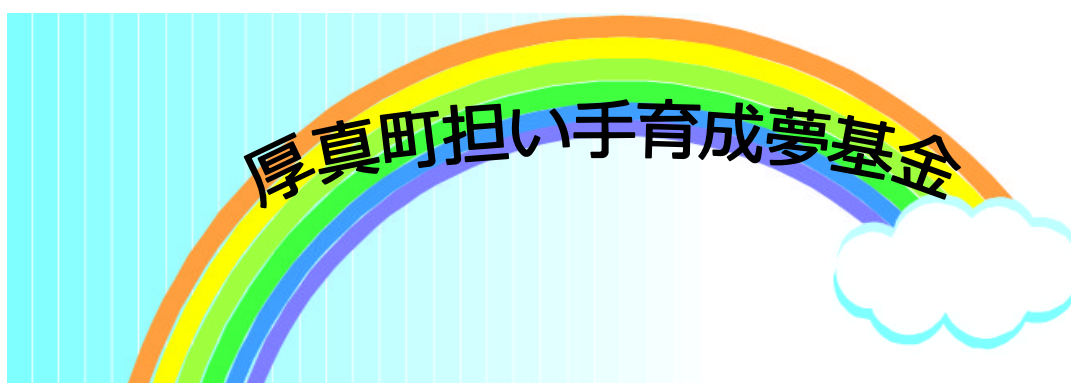
2. 厚真町担い手育成夢基金の活用

生産者意向調査によると約2割の方が「機械や設備の更新」を経営課題としており、また、新規に就農を行う場合には施設・機械等の初期投資や、生活維持の面において家計費負担が強いられます。

そのためにも、現在進めている担い手育成夢基金制度を延長し、意欲のある農業後継者を育成、厚真町農業の持続的な発展と活性化に資するために、引き続き「厚真町担い手育成夢基金」の運用を図って参ります。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
厚真町担い手育成夢基金の継続実施	1	◎	◎				



3. 指導農業士・農業士の育成／支援

厚真町における地域リーダーとして活躍いただいている指導農業士は、現在3人、農業士は8人です。

今後の農業後継者や新規参入者などの育成にはリーダーとしての関わりが重要であり、また、特に酪農・畜産関係のリーダー養成も重要となります。

こうしたことから、町並びにJAの支援のもと、指導農業士や農業士といったリーダーとなる農業者の育成と確保を進めます。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
指導農業士・農業士の育成／確保	1	◎	◎	◎	○		

■計画目標

1. 期間内指導農業士・・・1名を目標
2. 期間内農業士・・・4名を目標

※厚真町の指導農業士と農業士（平成27年4月現在）

指導農業士

住 所	氏 名	経営形態
豊丘	種部健一	稲作・畑作
軽舞	河村敏弘	畑作・花き
東和	畑嶋賢蔵	稲作・野菜

農業士

住 所	氏 名	経営形態
豊川	荒井信博	稲作・畑作
桜丘	熊沢和明	稲作・畑作・野菜
新町	堀田義勝	稲作
共栄	畑田純夫	稲作・野菜
鹿沼	保田喜久蔵	畑作・稲作
朝日	米澤慶一	稲作・畑作
本郷	堀田昌意	稲作・畑作・野菜
軽舞	折坂泰宏	稲作・花き・畑作

4. 女性の参画と能力発揮

女性が持つ個性や能力を農業経営や地域活動で積極的に活かしていくことは、農業経営の発展や農村地域の活性化を図る上で重要です。

農村女性が能力を発揮できるよう、家族経営の推進や意識啓発、組織への参加や研修会の開催など、女性農業者が経営や社会活動に参画しやすい環境づくりを推進します。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
家族経営協定等、女性農業者の経営参画	1	○	◎	○	◎		
農業関係組織等への女性登用の推進	1	◎	○	○	○	○	○
女性グループ等による企画化支援	1	◎	◎	◎			

5. 高齢者による経験知識の継承等

農業者の高齢化と農村の過疎化が進む中で、元気な高齢者が増えています。また現役を引退された高齢者は農業技術や地域文化の経験など豊富な知識を持っています。

こうした高齢農業者の有する知識・経験や技術を活かすことができる生産活動や社会参加に向けた取組を推進します。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
将来の担い手に対する技術・文化伝承の促進	1	◎	◎	◎			
集落アドバイザーによる地域活動支援	1	◎		○			
そ菜等を中心とした農業経営の継続	1		◎	◎			

2. 強い絆で結ばれた“食づくり”

～生活の安定と安全・安心な「食」づくり～

■主な取り組み内容

1. 米の高品質化と省力・低コスト生産

厚真町は道内でも有数の低タンパク米の安定生産が可能な地域です。

また、本町では国営かんがい排水事業による農業用水の安定供給を図るとともに、道営ほ場整備事業によるほ場の大区画化や担い手への農地集積を進めており、事業費に対する受益者負担軽減を図りながら生産基盤の整備を推進しております。

しかし、平成27年3月に出された「新たな食料・農業・農村基本計画」では、今後10年間の米政策として、飼料用米の生産目標を現在の11万トンから10倍の110万トンと設定しました。

こうした中、コスト低減のため大規模化の進行とともに省力化が大きな課題となり、更に移植を中心とした水稻栽培体系の場合、育苗用ハウスの不足も大きな問題です。また、消費者の多様なニーズに答えるため、これらに合せた米づくりを推進する必要があります。

このようなことから、現状の低タンパク米や一般米に加え、高品質な厚真産「さくら米」の普及促進のための特別栽培米の生産や、省力・低コスト更には飼料用米の安定生産が可能となる直播栽培の導入・定着による担い手の規模拡大へとつなげていきます。

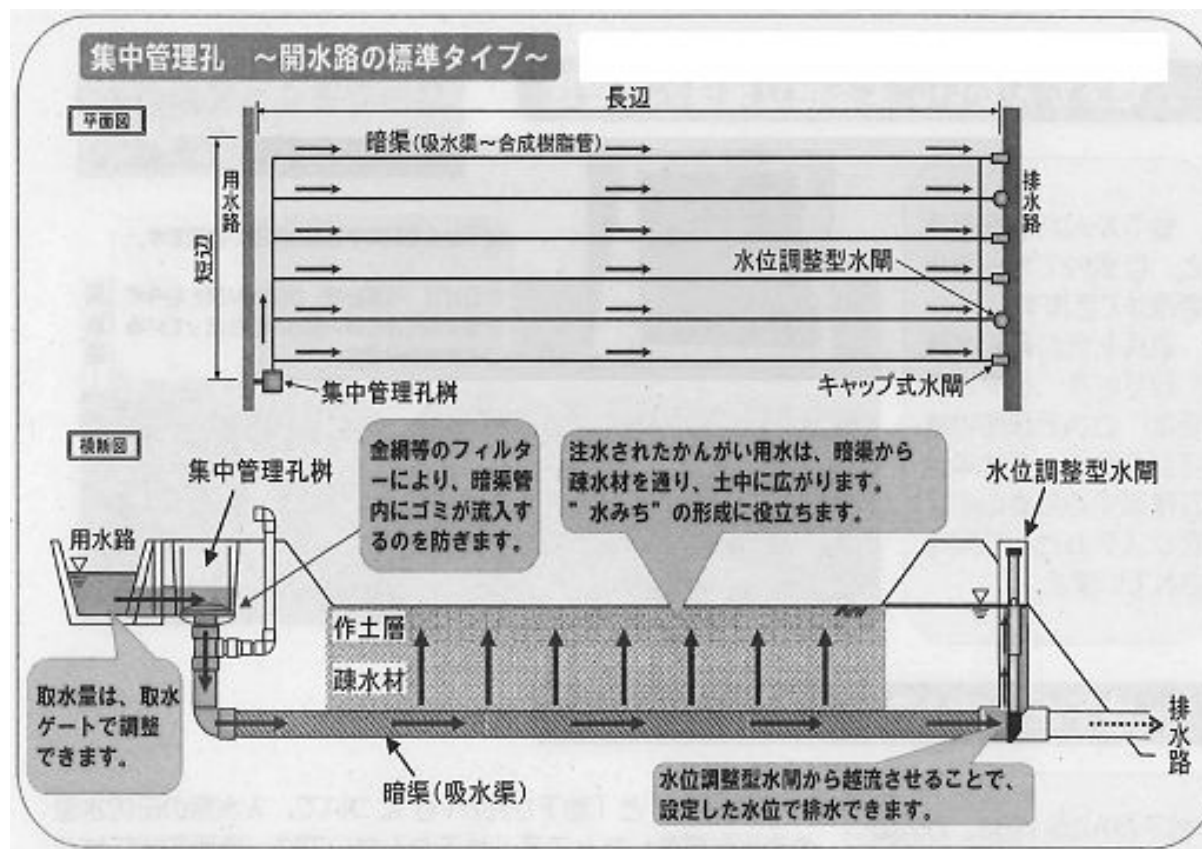
また、現在行っている暗渠排水整備は水稻・畑作にとって必要不可欠な整備ですが、暗渠管の目詰まりなどで約10年程度での更新が必要となっており、これを解決するためにも「暗渠排水集中管理孔」の導入、普及を図ります。また、集中管理孔の整備により地下水位の確保と管理が可能となることから、水稻直播栽培に適したほ場管理が可能となります。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
水稻直播試験栽培への支援	1	◎	◎	◎			
特別栽培米試験栽培への支援	1	◎	◎	◎			
直播栽培に適した暗渠排水集中管理孔の実施	1	○				◎	
主食用米の販路拡大	2		◎				
飼料用米の流通と販路拡大	2		◎				

■計画目標

1. 水稻直播等栽培面積・・・20ha を目標
2. 特別栽培米生産面積・・・10ha を目標
3. 暗渠排水集中管理孔
 - ①希望者によるほ場整備事業との並行実施
 - ②ほ場整備済み地への後付け実施



■ 水 稲

●生産の現況と目標

- 現況（平 26 実績） ・ 作付面積 1,622 ha ・ 単位当たりの収量 548 kg／10a
- 目標（平 32 目標） ・ 作付面積 1,622 ha ・ 単位当たりの収量 556 kg／10a

●良質・良食味米の生産振興方針

・基幹作物として用途別生産を含めた水張り面積の確保

需給バランスの悪化、国が示す目標生産数量指示の廃止、新たな水田フル活用ビジョンの策定、新規需要米などの非主食用米による水張り面積確保などの動向を見据えて再編成を実施する。

・良質米生産・実需者の要望に沿った品種の構成を推進

地域生産条件等を考慮し、特別栽培米の導入など優良な主食用米生産に積極的に取り組むとともに、飼料用米や新規需要米の実需者の要望を取り入れた多様な米づくりを推進する。

・たんとうまいステーション等の利用促進

たんとうまいステーション等による施設調製米を拡大し、品質の均一化と安全性の確保による産地指定率の向上を図り、「売れる米づくり」を推進する。

・安心・安全対策推進と収量安定化による高位平準化の推進

冷湿害対策の徹底や健苗育成、生育に合わせた水管理・ほ場巡回チェックによる病害虫早期対策などから減化学肥料・減農薬栽培を実行し、適正な肥培管理のもとで収量の安定化と高位平準化を実現するとともに、栽培履歴を完備して消費者や実需者との信頼関係をより強固なものとする。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①品種の選定【品種特性による労働力分散と低温などの危険回避の実施など】
- ②土壌診断に基づく育苗土壌の点検【温度・水管理の徹底、栽植密度の確保】
- ③乾田化の推進【稲わら搬出、心土破碎、溝切りの奨励】
- ④適正施肥量の遵守【土壌分析診断に基づく施肥】
- ⑤危険期に対応した水管理の徹底【生育ステージに応じた浅水・深水管理、畦畔の補修など】
- ⑥除草剤処理と病害虫防除【クリーン農業・環境保全に向けた除草剤使用の徹底、生育期節の確認と薬剤使用基準の遵守、病害虫発生予察の徹底による適期防除など】
- ⑦適期収穫【コンバインの運行計画の樹立、試し刈りによる適期収穫期の判定、倒伏田の別刈りによる品質確保など】
- ⑧水田周辺の整備【畦畔の定期的な草刈による病害虫の発生抑制と美観形成など】

2. 土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立

安定的な畑作経営を進める上では、消費者及び実需者ニーズを的確にとらえるとともに、地域の営農条件や個別経営の実態に応じた土づくり（堆肥投入・緑肥導入・客土）による地力増進を図りながら、適正な輪作による連作障害回避の対策を推進します。

このため、土壌診断の推進や排水対策等、ほ場の徹底した環境整備による生産量の向上と、高付加価値化による安全で安心な生産体制の確立を図ります。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
土づくりに向けた普及・指導	1	◎	◎	◎		◎	
緑肥導入促進事業の継続	1	◎	◎	○			

■計画目標

1. 土壌診断・・・販売農家数の9割利用達成を目標
2. 緑肥導入促進事業・・・毎年40haを目標



□畑作物

●生産の現況と目標

- 現況（平 26 実績） ・ 作付面積 1,582 ha（小麦・豆類・てん菜・ばれいしょ・その他雑穀）
- 目標（平 32 目標） ・ 作付面積 1,611 ha（小麦・豆類・てん菜・ばれいしょ・その他雑穀）

●畑作全体の生産振興方針

・需要の動向に応じた計画的な生産

消費者及び実需者のニーズを的確にとらえ、JAの畑作物作付指標面積を遵守し、小麦・大豆・小豆・てん菜・ばれいしょの計画的な供給体制を構築する。

・経営の実態に応じた適切な輪作体系を確立

地域の営農条件や個別経営の実態に応じた土づくり（堆肥投入・緑肥の導入）により地力増進を図るとともに、4年以上の輪作パターンを基本とした連作障害対策を推進する。

・土壌診断の推進、排水対策の徹底、体系除草技術の導入

ほ場の徹底した環境整備により収量性向上と生産の安定を確立する。

・安心・安全な畑作物の供給

消費者から信頼を得られる畑作物の生産活動を実施するため、品質向上に取り組むとともに、生産履歴情報の収集による栽培履歴の完備と開示体制の充実を図る。

・地産地消の積極的な取り組み

消費者と生産者とのネットワークづくりにより「顔が見える」を基本として、グリーン・ツーリズムや6次産業化への取り組み、地域児童への食育活動を推進する。

■ 小 麦

●生産の現況と目標

- 現況（平 26 実績） ・ 作付面積 483 ha ・ 単位当たりの収量 430 kg／10a
- 目標（平 32 目標） ・ 作付面積 484 ha ・ 単位当たりの収量 445 kg／10a

●生産振興方針

主力品種を選定し、基本技術の励行等により生産性や品質の向上を図るとともに、有望な新品種（縞萎縮病対策品種）の実証栽培により地域条件や消費者のニーズに合った品種による用途別生産を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①品種の選定【主力品種に加えて、需要動向に応じた品種の選定】
- ②輪作体系の確立と土づくり【基本パターンによる輪作の徹底、連作障害対策と土づくりを兼ねた休閑緑肥の導入、堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入による熟畑化など】
- ③抵抗性有望品種の導入【縞萎縮病対策品種導入についての調査・検討】
- ④適期適量は種と茎数に対する追肥【品種に応じたは種量・施肥指導の遵守】
- ④施肥の合理化【土壌別施肥基準の遵守、分施の徹底など】
- ⑤収量・品質の向上【品種特性と気象・土壌条件を見極めた高位平準化の維持】
- ⑥適期収穫と品質向上【コンバイン運行計画の樹立、倒伏部分等の別刈り、一時貯留態勢】
- ⑦病虫害防除【雪腐病、赤かび病等、病虫害に対するクリーンな総合的防除の実施】

■ 豆 類

●生産の現況と目標

◎大 豆

○現況（平 26 実績） ・ 作付面積 428 ha ・ 単位当たりの収量 225 kg／10a

○目標（平 32 目標） ・ 作付面積 430 ha ・ 単位当たりの収量 250 kg／10a

◎小 豆

○現況（平 26 実績） ・ 作付面積 295 ha ・ 単位当たりの収量 235 kg／10a

○目標（平 32 目標） ・ 作付面積 300 ha ・ 単位当たりの収量 246 kg／10a

●生産振興方針

・大 豆

適正な輪作と抵抗性品種の導入でダイズシストセンチュウ対策を図るとともに、需要動向を見据えながら実需者と連携した用途別生産を推進する。

また、施設調製による均一な品質と長期保管を確保し、契約栽培率の向上による安定的な供給先の確保を推進する。

・小 豆

実需者ニーズに即した品種を選定し、作付指標面積を遵守しながら、価格（相場）変動に対応できる安定した収量・品質などの生産性向上を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①品種の選定【耐冷、安定多収、病虫害抵抗性を考慮し需要動向に即した品種の選定】

②輪作体系の確立と土づくり【基本パターンによる輪作の徹底、連作障害対策と土づくりを兼ねた休閒緑肥の導入、堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入による熟畑化など】

③施肥の合理化【土壌別施肥基準の遵守、前作物の生育状況を勘案した施肥の改善】

④除草【輪作による雑草の耕種的除草、薬剤使用基準の遵守、種草取りの励行など】

⑤病虫害防除【輪作・緑肥導入によるダイズシストセンチュウ対策、総合的防除】

⑥収穫・調製【コンバイン・ピックアップ収穫機の運行計画の樹立による適期収穫】

⑦施設調製による均一な品質確保と長期保存施設の活用【長期保管による品質劣化を防止して高品質を維持】

■ てん菜

●生産の現況と目標

○現況（平 26 実績） ・作付面積 275 ha ・単位当たりの収量 6,154 kg／10a

○目標（平 32 目標） ・作付面積 277 ha ・単位当たりの収量 6,210 kg／10a

●生産振興方針

製糖業者との連携により、労働力の確保や機械コスト軽減対策、減化学肥料、直播栽培等の低コスト生産の中で糖分向上等の生産性向上を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①品種の選定【気象変動、病害発生に対応する優良品種の選定】
- ②輪作体系の確立と土づくり【基本パターンによる輪作の徹底、連作障害対策と土づくりを兼ねた休閑緑肥の導入、堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入による熟畑化など】
- ③施肥の合理化【土壌別施肥基準の遵守、適正量の施肥徹底による減化学肥料対策】
- ④早期は種・移植【健苗育成・ほ場の融雪促進と凍害・風害の軽減を踏まえた早期は種・移植、適正な栽植密度の確保など】
- ⑤直播栽培の技術対策【労働力不足・コスト軽減に向けた省力化の実現】
- ⑥病虫害防除【ヨトウガ、褐斑病の発生予察の徹底、病虫害の総合的防除の実施など】
- ⑦収穫・出荷【製糖業者の輸送計画と連携した共同利用収穫機の作業計画樹立】

■ ばれいしょ

●生産の現況と目標

○現況（平 26 実績） ・ 作付面積 78 ha ・ 単位当たりの収量 3,100 kg／10a

○目標（平 32 目標） ・ 作付面積 98 ha ・ 単位当たりの収量 3,100 kg／10a

●生産振興方針

栽培技術の高位平準化を図り、生産拡大に向けて消費者ニーズの動向や用途に応じた品種や生産技術の導入により、栽培などの販路拡大を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①品種の選定【メークインを基本に消費者ニーズに即した優良品種の選定など】
- ②健全な種いもの使用【無病種いもの使用による種由来の病虫害の発生防止など】
- ③輪作体系の確立と土づくり【基本パターンによる輪作の徹底、連作障害対策と土づくりを兼ねた休閑緑肥の導入、堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入による熟畑化など】
- ④施肥の合理化【土壌 pH の適正化、土壌別施肥基準の遵守、適正な窒素施肥の徹底】
- ⑤早期は種・移植【ほ場の融雪促進、浴光催芽の徹底、適正な栽植密度の確保など】
- ⑥除草【輪作による耕種的除草、中耕・培土、薬剤使用基準の遵守、種草取り励行】
- ⑦病虫害防除【病虫害発生予察の徹底、そうか病・疫病等の耕種的・総合的防除】
- ⑧収穫・選果【茎葉自然枯凋後の収穫体系、掘り残しゼロ目標、共選体制の確立】
- ⑨保管改善【収穫後の保管改善による製品率の向上】

3. クリーン農業とブランド化の推進に向けたそ菜園芸作物

消費者は食の安全・安心と品質に対する強い関心を持っており、こうした消費者ニーズに対応した作物の生産・出荷体制が必要です。

特にそ菜園芸においては、他産地と差別化を図る高付加価値化とブランド化の推進により、本町農産物の販路拡大へとつなげていきます。

また、そ菜園芸作物の中でも、ほうれんそう・トマト・イチゴ・花きなどのハウス栽培は、その栽培管理技術の向上によって高収益を得られる中心的農作物であることから、今後においても新規参入者の定住化に向けた作物として奨励していきます。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
土づくりに向けた普及・指導	1	◎	◎	◎		◎	
クリーン農業技術の普及	2		◎	◎			

■計画目標

1. 土壌診断・販売農家数の9割利用達成を目標
2. 生産履歴の記帳や情報開示システムの整備
3. 地域ブランド化の達成



□そ菜園芸作物

●生産の現況と目標

- 現況（平 26 実績） ・ 作付面積 213 ha（ハスカップ・ほうれんそう・施設野菜・花卉ほか）
- 目標（平 32 目標） ・ 作付面積 210 ha（ハスカップ・ほうれんそう・施設野菜・花卉ほか）

●そ菜園芸全体の生産振興方針

・クリーン農業への積極的な取り組みと食に対する安全・安心の確保

生産履歴の記帳と情報開示システムの整備、YES!clean の制度活用に向けた調査・検討などクリーンな農産物生産振興により安全・安心な生産と出荷体制を整備する。

・重点振興作目の生産拡大とブランド化の推進

本町を代表するハスカップを始めとして、技術指導体制の強化、新品種・新技術の導入、出荷・選果体制の充実強化などにより、ほうれんそう・トマト・メロン・イチゴ・花きを本町の重点振興作目とし、安定した出荷量の確保と高品質化によるブランド化を図る。

・施設園芸における連作障害対策と土壌診断に基づく適正施肥の推進

土壌消毒やハウス移転等による連作障害対策の徹底と土壌診断に基づく適正施肥の実施により品質の向上と安定した収穫量を確保し、消費者への安定供給を図る。

・消費者ニーズに対応した作物の生産体制を強化

小ロット・多品目に対応した産地としての体制づくりに取り組み、安心・安全・高品質な産地としての地位を強化する。

・流通に伴う安全性の確保

生産物に対する安心・安全を確実にするとともに、梱包においても金属ステープラーからテープを採用するなど安全確保に向けた取り組みを実施する。

■ ハスカップ

●生産の現況と目標

○現況（平 26 実績） ・ 作付面積 22 ha ・ 単位当たりの収量 80 kg／10a

○目標（平 32 目標） ・ 作付面積 28 ha ・ 単位当たりの収量 160 kg／10a

●生産振興方針

ハスカップは、昭和 40 年代からの保護活動を兼ねた農地への移植から始まり、現在では作付面積日本一に位置付けられている。

また、自家選抜により 2 つの新品種が農林水産省の品種登録を受けており、これらの優位性を活かして栽培面積を拡大するとともに栽培技術指導により生産体制を強化し、生産量日本一を目指しながら主要産地としてのブランド化を図る。



●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①優良品種への更新（作付拡大）の推進【新品種「ゆうしげ」「あつまみらい」の作付拡大に向けた支援】
- ②収穫期間の延長【収穫時期の異なる優良品種の選定と計画的な作付による増産体制づくりへの支援】
- ③施肥の合理化【土壌 pH の矯正、完熟堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入など】
- ④栽培管理の適正化に向けた栽培技術指導の実施【整枝剪定技術の向上による結実環境づくり、促成栽培技術の研究など】
- ⑤病虫害防除【ほ場巡回の徹底による病虫害発生予察の徹底、総合的な防除の実施など】
- ⑥適正な調整と品質統一規格の順守【糖度や大きさの統一規格によるブランド化の推進】

■ ほうれんそう

●生産の現況と目標

○現況（平 26 実績） ・ 作付面積 14 ha ・ 単位当たりの収量 821 kg／10a

○目標（平 32 目標） ・ 作付面積 20 ha ・ 単位当たりの収量 1,000 kg／10a

●生産振興方針

「東いぶり広域ブランド」としての定着と、道内外市場からの支持を一層高めていくため作付拡大を推進するとともに、優良品種の導入をはじめとする栽培管理技術の高位平準化、共同選果体制の充実・強化などにより生産量の拡大を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①継続出荷の推進【計画的な播種による出荷期間の長期化】
- ②優良品種の導入【夏期栽培の生産量減少に対応する適正品種の選定と導入】
- ③栽培管理の適正化【ハウス栽培の高温期の発芽障害、立枯病の発生抑制に向けた遮光による地温上昇の抑制、生育ステージに応じた適正かん水の励行など】
- ④土づくりと施肥の合理化【堆きゅう肥の基準施肥量に遵守、土壌pHの矯正、土壌別施肥基準の遵守、深耕・心土破碎等による湿害・排水対策など】
- ⑤病虫害防除【クリーン農業・環境保全に向けた病虫害の総合的防除の推進など】
- ⑥適正収穫と品質低下防止【夕方収穫の励行による栄養成分低下の防止など】



■ その他の施設野菜

●生産の現況と目標

○現況（平 26 実績） ・ 作付面積 6 ha（トマト 0.7、メロン 2.5、イチゴ 3.0）

○目標（平 32 目標） ・ 作付面積 6 ha（トマト 2.0、メロン 2.0、イチゴ 2.0）

●生産振興方針

・ トマト

集約作物の柱の一つとして、生食用や加工用など需要動向に即した作型体系を確立し、収量・品質などの生産性の向上を図るとともに、クリーン農業に向けた取り組みにより、消費者に対し安全・安心で信頼ある体制づくりを推進する。

・ メロン

とまこまい広域農協管内の地域ブランド作物として、生産部会活動と連携して市場出荷を主体としつつ、産直・ギフト・予約相対取引などにより販路の拡大を推進する。

・ イチゴ

優良品種の導入による高位平準化や高設栽培などの技術の導入による労働負担の軽減などを検討し、生産量の拡大を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①適期の苗定植【草勢の安定と着果・肥大の促進】

②優良品種の導入【消費者ニーズに即した優良品種の選定と作型の導入】

③土づくりと施肥の合理化【堆きゅう肥の基準施肥量に遵守、土壌 pH の矯正、土壌別施肥基準の遵守、深耕・心土破碎等による湿害・排水対策など】

④栽培管理の適正化【品種特性と草勢に適応した追肥・かん水による上位花房の着果向上、換気システムの整備による着果不良・軟果の防止、訪花昆虫の適正使用など】

⑤病虫害防除【ほ場巡回の徹底による病虫害発生予察の徹底、総合的な防除の実施など】

⑥適正収穫と品質低下防止【完熟収穫による食味・品質の向上など】

■ 露地野菜

●生産の現況と目標

◎かぼちゃ

○現況（平 26 実績） ・ 作付面積 47 ha ・ 単位当たりの収量 1,448 kg／10a

○目標（平 32 目標） ・ 作付面積 50 ha ・ 単位当たりの収量 1,600 kg／10a

●生産振興方針

輪作体系への位置付けによる作付拡大の推進と、土壌診断などによるクリーン農業の実践を推進する。

◎ブロッコリー

○現況（平 26 実績） ・ 作付面積 64 ha ・ 単位当たりの収量 700 kg／10a

○目標（平 32 目標） ・ 作付面積 64 ha ・ 単位当たりの収量 900 kg／10a

●生産振興方針

輪作体系への位置付けと土壌診断の普及による収量の拡大を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

◎かぼちゃ

- ①適正な栽培株数・整枝技術の推進、ミツバチ交配の推進による安定着果
- ②適正な施肥による健全な草勢維持、うどんこ病予防による日焼け果発生の防止
- ③適熟果収穫の励行とキュアリングの実施による高品質出荷

◎ブロッコリー

- ①セル成型苗の利用による省力化と作型分散
- ②土壌保水性の維持に向けた土づくりと栽培期に合わせた適正施肥の敢行

■ 花 き

●生産の現況と目標

○現況（平 26 実績） ・ 作付面積 8 ha ・ 単位当たりの収量 28,000 本／10a

○目標（平 32 目標） ・ 作付面積 8 ha ・ 単位当たりの収量 34,000 本／10a

●生産振興方針

消費者・実需者との交流などを通じ、種類・品種・流行色更には香りや美しさ、新鮮で日持ちがするなどの需要動向の把握に努めながら収量拡大を目指し、市況変動に対応できる花き生産体制を作り上げる。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①需要に即した特色ある品種等の選定【需要に即した種類、品種、流行色の選定】
- ②土壌病害の回避と土づくり【土づくりを兼ねた休閑緑肥の導入、適正な輪作による土壌病害の発生防止、堆きゅう肥の基準施肥量に遵守、深耕・心土破碎等による湿害・排水対策など】
- ③施肥の合理化【種類・品種に即した施肥基準の遵守、土壌養水分管理の徹底など】
- ④栽培管理の適正化【受光環境の改善、仕立て法の改善による出荷分散や収量性の向上、換気による温度管理や養水分コントロール技術の向上による生理障害防止・開花調節・しおれや茎軟弱化の防止、適期採花等による鮮度保持など】
- ⑤病虫害防除【発生ほ場の作物転換やクリーン農業・環境保全に向けた総合的防除】
- ⑥適正な調製と品質低下防止【統一出荷規格の徹底、予冷処理による鮮度保持など】

4. 自給飼料の向上と優良畜種育成に向けた酪農・畜産の振興

近年の配合飼料価格の高騰などにより、酪農・畜産の生産コストは高止まりが続いており、畜産経営は全般的に厳しい状況となっています。

また、酪農経営においては労働力不足から過重労働が続いており、就労雇用や遊休施設活用等による育成牛管理の分業化（外部委託）の推進も必要です。

このようなことから、草地の更新と畜産クラスター活動やTMRセンター等による自給飼料作物の確保・品質向上による生乳生産量の向上や優良畜種の育成推進に努めるとともに、将来的には就農につながるヘルパーの導入施策等も行っていきます。

生計の源となる家畜については、疾病や家畜伝染病等の予防が第一であることから、これら疾病や防疫対策の強化を推進します。また、乳牛・肉用牛の生産基盤の強化を図るため、優良（繁殖）雌牛を確保する後継牛導入・保留事業を継続実施し、生乳生産量の増産や良質な素牛の生産を進めます。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
育成牛管理の分業化	2	◎	◎	◎			○
草地更新の普及	1	◎	◎	◎			
畜産クラスター等による自給飼料の確保	1	◎	◎	◎			○
耕畜連携の推進	1	◎	◎	◎			
疾病予防・防疫対策の強化	1	◎	◎	◎			◎
酪農・畜産ヘルパーの育成／確保	1	◎	◎	◎			
後継牛導入・保留事業継続実施	1	◎	◎	○			

■計画目標

1. 草地更新率・・・50%を目標
2. 酪農・畜産ヘルパー・・・1名を目標

■ 酪 農

●生産の現況と目標

- 現況（平 26 実績） ・ 搾乳牛 371 頭 ・ 生乳生産量 8,312 kg/頭・年
- 目標（平 32 目標） ・ 搾乳牛 390 頭 ・ 生乳生産量 8,900 kg/頭・年

●酪農の生産振興方針

・収益の向上

雌雄判別精液の使用により後継牛の計画的な確保を図るとともに、発情兆候の早期発見により空胎期間の短縮を図り、搾乳体制を持続的に安定させて生乳量増産を図り収益の向上を目指す。

・新規就農者や担い手の育成・確保

関係機関・団体等と連携して、酪農ヘルパーや雇用等から発展的に新規就農者となり得る人材を確保し、将来的には離農跡地等の有効活用による経営継承を推進する。また、大規模法人経営や経営支援組織などへの就職といった受入体制の確立に努め、地域の畜産を支える担い手の育成・確保に努める。

・飼養管理技術の向上

繁殖・育成管理技術の向上、疾病予防の徹底を図るとともに、乳牛検定成績に基づく適正な飼料給与設計など、飼養管理の改善を促進する。

・自給粗飼料生産技術の向上

家畜ふん尿の適正な管理を徹底するとともに、土壌還元や計画的な草地更新、施肥の改善、地域に適した草種の作付などにより、生産量の向上を図るとともに高品質な粗飼料を確保する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①乳牛資質の改良【全牛検定の実施等による高能力牛の選抜】
- ②自給粗飼料の生産性向上【堆肥の農地還元、作付面積の確保、草地植生改善、優良品種の導入、適期作業の実施】
- ③乳量・乳成分の向上【乾物摂取量の確保（良質粗飼料の給与）、牛舎改造等による飼養環境の整備（牛床・換気・飼槽・水槽等）、牛舎周辺の環境美化】
- ④搾乳牛の飼養管理改善【乾乳期飼養改善による産褥期疾病の低減と繁殖成績の向上】
- ⑤哺育・育成牛の飼養管理改善【良質初乳の給与、ルーメンの発達を考慮した飼料給与、育成前期の適正な飼料給与による初産分娩月齢の短縮、妊娠期（育成後期）の体格づくりによる初産乳量の向上】
- ⑥疾病予防【定期的な牛舎消毒の実施、呼吸器疾病・下痢予防のためのワクチネーションプログラム】

■ 肉用牛

●生産の現況と目標

○現況（平 26 実績） ・繁殖雌牛 783 頭 ・個体販売・肥育牛販売 605 頭

○目標（平 32 目標） ・繁殖雌牛 860 頭 ・個体販売・肥育牛販売 660 頭

●肉用牛の生産振興方針

・新規就農者や担い手の育成・確保

関係機関・団体等と連携して、新規就農者を確保し離農跡地等の有効活用による経営継承を推進する。また、大規模法人経営や経営支援組織などへの就職といった受入体制の確立に努め、地域の畜産を支える担い手の育成・確保に努める。

・繁殖雌牛の計画的な更新

血統が古く、生産性の低下した高齢繁殖雌牛（10 歳以上）を計画的に更新し、良質な素牛を生産して市場評価を高め経営の向上を図る。

・飼養管理技術の向上

畜舎内外の環境整備や子牛の哺育・育成段階の疾病による事故率の低減を図り、繁殖牛は的確な発情発見と適期授精に努め、肥育牛は肉質の向上を図る。

・自給粗飼料生産技術の向上

家畜ふん尿の適正な管理を徹底するとともに、土壌還元や計画的な草地更新、施肥の改善などにより、生産量の向上を図るとともに良質な粗飼料を確保する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①優良繁殖牛の確保【発育・産肉能力・泌乳能力の向上と斉一化に向けた和牛改良生産組合の組織的な個体改良、受精卵移植技術を活用した優良種畜の増殖、老廃牛の積極的なとう汰など】
- ②繁殖雌牛の飼養管理の改善【牛舎の衛生管理など快適な飼養環境づくり、繁殖ステージ・栄養度を考慮した管理の徹底、1 年 1 産を基本に分娩間隔の短縮に向けた制限哺乳や早期離乳等の繁殖機能回復技術の導入など】
- ③子牛の飼養管理の改善【出生子牛の事故率低減に向けた初乳給与の徹底、粉末初乳や高タンパク飼料の適正給与、子牛の定期的な体重・体高チェックの励行による発育管理、防寒防暑対策、下痢や発熱などの早期発見など】
- ④肥育牛の生産改善【肥育技術の向上、初期における粗飼料給与と増体確保、中・後期における増体維持とストレスのない環境づくり、飼料摂取量の確認など】
- ⑤公共牧場の活用【放牧前後の馴致の徹底による環境急変のストレス軽減、計画的な衛生管理の実施など】
- ⑥疾病予防【消毒槽の完備・石灰塗布等衛生的な牛舎環境の改善、牛床・パドックの乾燥化対策、飼養衛生管理基準の遵守、各種ワクチンの実施など】
- ⑦ふん尿処理【クリーン農業・環境保全に向けたふん尿れき汁流失防止、草地還元などリサイクル利用の促進など】
- ⑧自給粗飼料の生産性向上【計画的な草地更新、優良品種の導入、粗飼料分析・土壌分析に基づく肥培管理技術向上】

■ 肉 豚

●生産の現況と目標

- 現況（平 26 実績） ・ 繁殖豚 718 頭 ・ 肉豚販売 11,492 頭
- 目標（平 32 目標） ・ 繁殖豚 720 頭 ・ 肉豚販売 12,000 頭

●肉豚の生産振興方針

・飼養農家の減少に対応する養豚経営

高齢化等による飼養農家の減少を踏まえ、飼養管理・経営管理に優れた大規模経営や耕種部門と有機的に結びついている複合経営など、それぞれが優位性を発揮する多様な養豚経営の展開により、生産量の減少を最小限にとどめる。

・消費者ニーズ等に対応した生産の展開

生産から流通・販売までの一貫した衛生水準の向上、特徴ある銘柄豚の生産推進など、消費者ニーズに即した品質・規格の肉豚生産を推進する。

・生産性の向上とコスト低減

能力及び斉一性の高い種豚の利用促進と適正な交雑利用の推進、計画的な交配、飼養管理の改善による高品質豚肉生産を推進する。また、バイオベッド（発酵床）方式の導入など飼養管理の高度化を図る。

・自然循環機能の維持増進

排せつ物の適切な処理と糞がら利用によるリサイクルの推進などにより、耕種農家との連携を深め、耕畜連携型農業を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①優良種豚の確保【優良種豚導入による子豚の生産性及び肉豚の資質向上】
- ②繁殖雌豚の飼養管理の改善【ボディコンディションスコアの活用による母豚の栄養管理の徹底、泌乳能力向上と発情再帰の短縮、発情監視の徹底と人工授精の活用による受胎率の向上、不受胎豚の早期発見、授乳母豚の暑熱対策、自給飼料やほ場副産物の活用による飼料費の節減など】
- ③子豚の飼養管理の改善【初生子豚の初乳給与と保温・湿度・換気に注意し、適切な飼養管理に努める】
- ④肥育豚の飼養管理の改善【バイオベッド（発酵床）方式の導入による飼養管理の高度化、週齢単位でのオールイン・オールアウトや性別肥育の導入、月齢に応じた飼料給与、温度・換気量・飼育密度の適正管理、事故率低減と適正月齢体重出荷による上物率の向上、飼養密度の適正化など】
- ⑤疾病予防【定期的な疾病検査の受診と検査結果に基づく衛生管理プログラムの作成・実行、豚舎の消毒励行と外来者の規制による伝染病の予防、清浄性の高い種豚場からの種豚導入、道外移入におけるオーエスキー病清浄地域から導入、禁止原料が含有していない飼料給与の徹底、定期的なサーベイランス（調査監視）、PED（豚流行性下痢）ワクチンの接種、飼養管理衛生基準の遵守など】
- ⑥ふん尿処理【クリーン農業・環境保全に向けたふん尿れき汁流失防止、糞がらの有効利用とほ場還元など耕種農家と連携したリサイクル利用の促進など】

5. 特産果実のブランド化

本町の特産果実であるハスカップは、厚真町ハスカップブランド化推進協議会のもと、関係者一丸となって生産・加工・販路拡大・PRなど総合的なブランド化戦略に取り組むため、厚真産ハスカップの商標登録とハスカップの機能性表示を抱き合わせた事業展開を進めるとともに、生産量の拡大に資するため特産果実生産体制強化事業により引き続き苗木補助を行い、ハスカップ生産の振興に努めます。

また、ハスカップは果実皮が薄いため人手による収穫が基本となります。更に、収穫が短期間に集中することから、労働力不足を補うための収穫機器の検討を行うとともに、現在の冷凍での出荷から、生出荷体制の輸送に向けた施策を進めます。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
ハスカップ生産量の拡大推進	1	◎	◎	◎			
ハスカップブランド化推進協議会活動の推進	1	◎	◎	◎			
ハスカップ生出荷体制の確立	1	◎	◎				
厚真産ハスカップ商標登録の推進	1	◎	◎	○			
ハスカップ機能性表示への取組推進	1	◎	◎	○			

■計画目標

1. 地域ブランドの確立
2. 機能性表示の推進
3. ハスカップ生産量 40 トンを目標



6. 六次産業化の推進

農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図りながら積極的に連携し、主体的に取り組む六次産業化や農商工連携を促進することにより、農産物や食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ高めていくバリューチェーンの構築や新たな価値が生まれます。

厚真町においても「おふくろ味噌」がその代表とも言えるものであり、現在ハスカップなどを利用した加工品による六次産業化を一層進める必要があります。

このようなことから、都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」が進む中、厚真町で産出される米、小麦や大豆等の畑作物、多彩なそ菜園芸作物、更には生乳や牛肉・豚肉・鶏肉等の畜産物といった地域資源を活用した六次産業化を支援し、新事業の創出や付加価値の向上による地域の活性化を図ります。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
六次産業化支援事業の展開	1	◎	○	○			

■計画目標

1. 六次産業化事業・・・新たに2件を目標



3. 期待に沿った“システムづくり”

～生産基盤体系の確立～

■主な取り組み内容

1. 土づくりに向けた施策

本町の基幹産業である農業は、安全で良質な農畜産物を安定的に生産し、多くの消費者に安定供給していく使命を担っています。

そのためには、地力の維持増進を図り、農作物の健全な育成が可能となる土壌を作ることが重要です。

健全な生育をしている農作物は、気象変動や病虫害への対応力が高まるため、肥料や薬剤の使用量の減少が期待され、より一層安全で安定的な食料生産につながります。

このようなことから、現在進めている土壌診断推進事業での実施率は農家戸数で比較すると約5割の実施率で推移していることから、今後も普及・指導を徹底し土壌診断実施率の増進に努めます。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
土づくりに向けた普及・指導	1	◎	◎	◎		◎	
土づくり推進事業への支援	1	◎	◎	○			

■計画目標

1. 土壌診断・販売農家数の9割利用達成を目標



2. 雇用労働力確保対策

経営規模の拡大や複合経営、そ菜や施設園芸作物、強いては酪農・畜産などにおいては労働力が不足していますが、現状の多くは家族労働や親せき・一時的なパート労働力などでまかなっている状況にあります。しかし、今後は農家戸数の減少による1戸当りの経営面積の拡大が想定され、労働力の補完が必要となります。

こうしたことから、農繁期の労働力確保のため、通年雇用ができる就労機会が必要となります。そのため、関係機関や団体などと連携し、今後設立を目指す新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進等による研修農場と連動した就労機会を創出する取組を進めます。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
雇用確保に向けた体制の検討	1		◎				
新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進	1	◎	◎	◎	◎		



3. 経営の法人化・集落営農

高齢化や担い手不足による農家戸数の減少が進む中、基盤整備とともに地域の中核となる中心的経営体の規模拡大が進み、労働力不足など農業経営の改善が必要です。このようなことから大型機械の共同利用や余剰機械の活用、更には地区内余剰労働力を活用するなど、関係者が連携、結集して取り組みを展開する耕種農家版クラスターを推進します。

農地所有適格法人は共同経営による規模拡大とともに新規就農者や地域雇用受け皿となるなど、地域社会の活性化に向けた役割は重要なことから、優良事例を参考に農作業共同組織を含めた農地所有適格法人の設立に向けた取組を進めます。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
機械・共同作業組織の育成	2	○	◎	○			
法人化の推進	1	○	○	○	◎		
先進的な法人経営の研修	1	○		○	◎		

■計画目標

1. 現在の12法人から15法人を目標

4. 農業生産基盤整備の推進

平成 27 年 3 月に出された「新たな食料・農業・農村基本計画」では、今後 10 年間の米政策として、米（米粉用米、飼料用米を除く）の生産目標は平成 25 年度の 859 万トンから 752 万トンに減産し、逆に飼料用米の生産目標を現在の 11 万トンから 10 倍の 110 万トンと設定しました。

また、平成 27 年 10 月 5 日には T P P 交渉が基本合意となり、輸入米の増加による米価の更なる下落が懸念され、より一層のコスト縮減と品質向上による競争力の強化が必要であり生産基盤の整備が不可欠です。

本町における生産基盤の現状は、農業用水にあっては沢地帯において慢性的な水不足にあり、厚真川本流域にあっては近代化営農に対応した用水が確保されていません。またほ場が未整備の地区にあっては、農地が分散し、区画狭小かつ不整形、用排兼用水路など非効率な営農を強いられている状況にあります。このような中、農業用水の安定供給を図るため厚幌ダムを水源とする基幹水利施設の整備を国営かんがい排水事業により進めており、また農地の大区画化や集積、末端水利施設等の整備を道営ほ場整備事業により進めています。

今後においても、事業費に対する受益者負担の軽減を図りながら生産基盤の整備を推し進めるものとし、国営かんがい排水事業については平成 31 年度の完成、道営ほ場整備事業については全体計画に対する進捗率を現在の 64%から 89%へと目指します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
道営ほ場整備事業による総合的・計画的な水田ほ場整備の促進	1	◎	○	○	○	◎	○
国営農業用水再編対策事業勇払東部地区による厚幌ダムからの基幹用水路の整備促進	1	◎	○	○	○	◎	○

■計画目標

1. 勇払東部国営かんがい排水事業完成年度 平成 31 年度
2. 道営ほ場整備事業進捗率 89%

【厚幌ダムの建設概要（予定）】

項 目	内 容	項 目	内 容
実施調査	昭 61～平 6 年度	湛 水 面 積	3.03k m ²
工事期間	平 7～29	総 貯 水 容 量	47,400 千m ³
事 業 費	360 億円	う ち 有 効 貯 水 量	43,100 千m ³
型 式	台形 CSG ダム	う ち 洪水調節容量	7,600 千m ³
堤 高	47.2m	う ち正常な機能維持	21,300 千m ³
堤 頂 長	516.0m	う ち農業かんがい用水	14,000 千m ³
堤 体 積	480,500 m ³	う ち 水 道 用 水	200 千m ³

※負担区分：国 54.6%（19,642 百万円）、道 44.6%（16,070 百万円）、町 0.8%（288 百万円）

※費用割振り：河川 99.2%、水道 0.8%

【国営農業用水再編対策事業勇払東部地区の建設概要（予定）】

項目	内 容	項 目	内 容
実施調査	平 2～平 11 年度	一 期 地 区	平 12～平 21 年度
工事期間	平 12～31		11,851 百万円
事 業 費	470 億円	美里頭首工、9 区揚水機場、用水路 13.8km、排水路 3 条 8.7km	
受益面積	3,224ha	二 期 地 区	平 17～平 31 年度
うち水田	2,866ha		35,149 百万円
うち 畑	358ha	厚真ダム改修、本郷揚水機場、厚幌導水路ほか 68.3 km	

【道営ほ場整備事業概要】

（平成 26 年度末現在）

No.	地区名	事業名	戸数	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	執行済額 (百万円)	工期
1	朝 日	経営体育成	41	109	1,296.3	1,296.3	H10～15
2	本 郷	経営体育成	45	181	1,686.2	1,686.2	H11～16
3	共 和	経営体育成	28	138	1,534.9	1,534.9	H12～17
4	共和第 2	経営体育成	22	108	683.6	683.6	H13～19
5	吉 野	経営体育成	11	32	404.5	404.5	H13～18
6	高 丘	中山間総合	20	131	1,220.0	1,220.0	H13～16
7	富 野	経営体育成	30	116	770.0	770.0	H14～18
8	厚南第 1	経営体育成	66	242	2,717.0	2,717.0	H15～20
9	豊 丘	中山間総合	22	101	1,182.5	1,182.5	H15～19
10	宇 隆	中山間総合	20	123	1,537.0	1,537.0	H16～21
11	厚南第 2	経営体育成	51	179	2,768.0	2,768.0	H17～22
12	美 里	経営体育成	47	202	2,234.0	2,234.0	H18～23
13	美里第 2	経営体育成	48	166	1,777.0	1,777.0	H19～24
14	軽 舞	経営体育成	41	191	2,403.5	2,403.5	H20～26
15	東 和	経営体育成	43	166	1,912.0	1,482.7	H21～29
16	豊 沢	経営体育成	31	143	3,446.0	2,117.4	H22～30
17	豊共第 1	経営体育成	38	234	3,646.0	876.8	H23～31
18	豊共第 2	経営体育成	29	184	3,376.0	132.3	H24～32
19	幌内富里	経営体育成	19	78	1,088.0	25.0	H26～31
20	1 区下流	経営体育成	13	35	670.0	0	H28～33
21	1 区上流	経営体育成		68	830.0	0	H29 以降
22	鹿 沼	経営体育成		200	2,300.0	0	H29 以降
23	竜 神	経営体育成		51	650.0	0	H29 以降
計				3,178	40,132.5	26,848.7	

5. 畜産クラスターの推進

道内においては畜産についても高齢化等による離農や後継者不足等を背景に農家戸数や飼養頭数が減少しているとともに、中でも酪農経営の収益性の低迷が課題となっています。

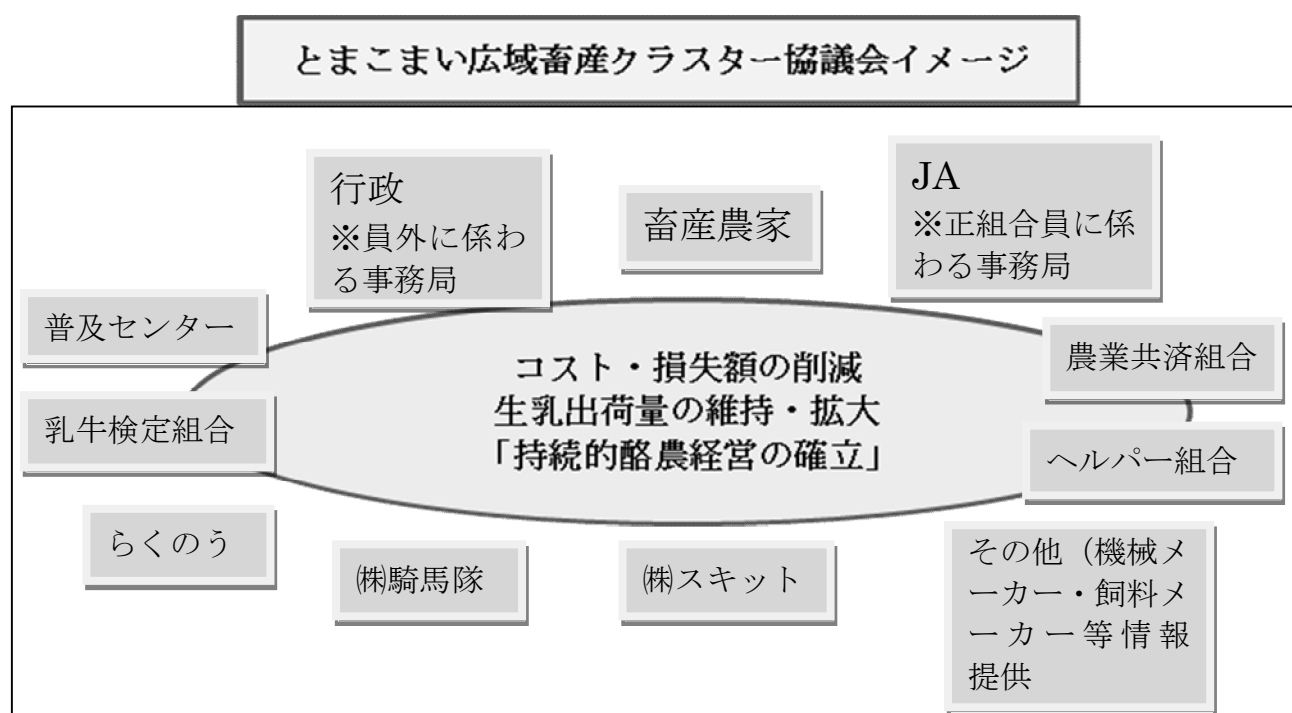
こうしたことから、平成27年3月にJAとまこまい広域農協管内における畜産クラスター協議会が設立され、今後において畜産農家を始めとして地域に存在するコントラクター等の外部支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携・結集し、地域全体で畜産の収益性を向上させる取り組みを展開します。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
畜産クラスターによる活動支援	1	◎	◎	○			○

■計画目標

1. コントラクター組織の構成員数の拡大
2. コントラクター作業受託面積の拡大
3. TMRセンターの設立と運営支援



6. 飼料基盤の充実と良質粗飼料の確保

乳質乳量改善や優良繁殖和牛生産が求められる中で、粗飼料の収量・品質向上が必要となっています。しかし、平成 25 年に JA・普及センター等と連携した植生調査においては各ほ場の 5 割程度は難防除雑草が繁茂して、牧草の収量・品質が低下しています。

こうしたことから、草地改良（更新）への指導と支援を行ってまいります。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
草地植生改善指導	1		◎	◎			
草地の更新支援	1	◎	◎				

■計画目標

1. 草地更新率・・・30%を目標



7. 農地の確保と流動化

予想される10年後の農家戸数は、現状から約100戸減少すると見込まれ、その方々が耕作している農地の約540haが何らかの形で今後流動化すると予想されます。

また、平成27年9月に行った農地中間管理事業への応募状況は約65件で約700haの借入希望となっています。

このようなことから、今後も農用地利用改善団体や人・農地プランの話合いを基にした農地中間管理事業等による流動化が必要となります。

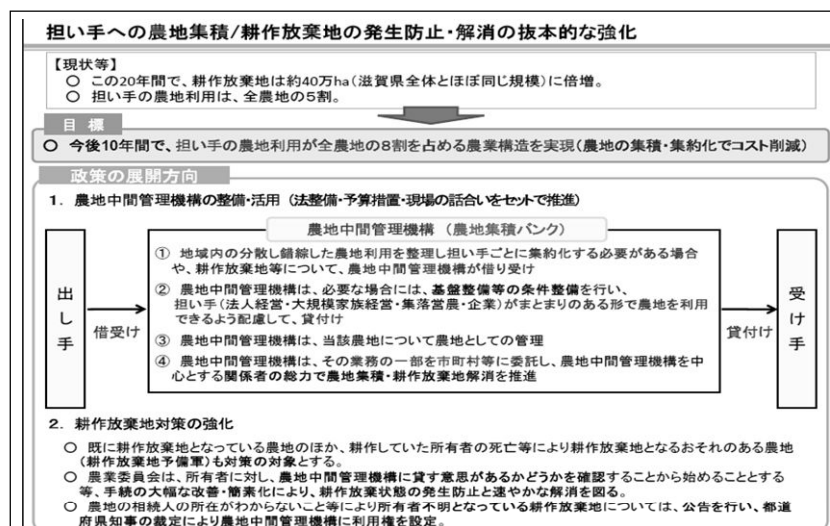
今後も中心的経営体への農地集積や集約のため、現状の道営ほ場整備等での基盤整備における農地集積を進めるとともに農用地利用改善団体など地区単位での農用地利活用について、農業委員会を中心に適正な流動化を進めます。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
農地の集積・集約に向けた流動化	1	◎			◎	○	
農地中間管理機構との連携	1	◎			◎		
規模拡大や農地集約に向けた支援策の検討	2	◎			◎		

■計画目標

1. 中心的経営体への農地集積率・・・90%を目標
2. 中心的経営体の農地集約率・・・50%を目標



8. 有害鳥獣被害防止対策の研究／強化

厚真町における有害鳥獣被害は平成26年度で約2,500万円となっており、このほとんどがエゾシカによる被害です。

町では平成18年より金網フェンスを町内に設置し、その総延長は約270 kmとなり、また、個体調整として町内委嘱ハンターによる捕獲も一時減少しましたが、平成26年度は道の緊急支援もあり1,095頭の捕獲頭数となっています。

しかし、依然として個体数も多く、また、農業被害も出ていることから、今後も引き続き個体数減少と耕地内侵入を防止するための対策に取り組めます。

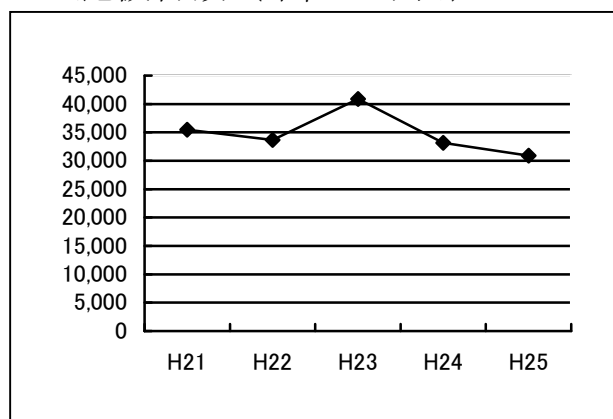
■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
委嘱ハンターによるシカ個体調整	1	◎	◎				
耕作地内侵入防止策の推進	1	◎	◎				
囲い罠・くくり罠による鹿柵内駆除の推進	1	◎	○				
くくり罠予備講習会の町内開催	1	◎	○				
アライグマ駆除の推進	1	◎	◎				

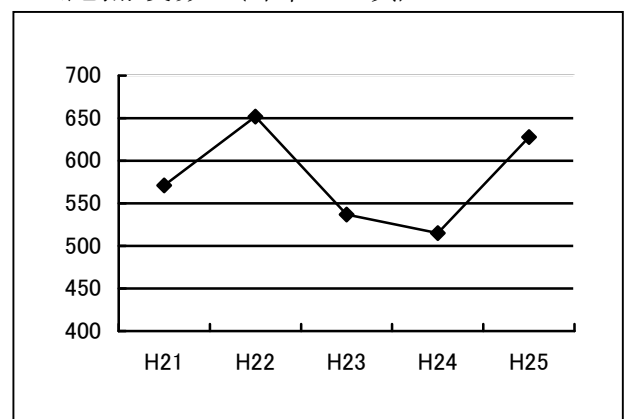
■計画目標

1. 農業被害額の減少
2. くくり罠資格取得者数 現行 8名を20名まで目標

※鹿被害額（単位：千円）



※鹿捕獲数（単位：頭）



9. ICT技術の実用化・普及推進の検討

北海道農業は、経営規模の拡大や働き手の不足を背景に、全国に先駆けたGPSガイダンスシステムの導入が拡大しつつあり、農業のICT化が進んでいます。また、国は平成26年3月に「スマート農業の実現に向けた研究会」の検討結果の中間とりまとめを発表しました。

今後一層、担い手の育成と合せ農業技術の高度化や農業生産の効率化等による高品質生産の実現、更にはICT技術導入により生じる余剰労働時間を活用した重点作物管理や他品目作物導入などによる農業所得の増加を図るため、こうした取り組みに向けた関係機関や農業関係者との協議・連携が必要であり、現在研究開発が進められている農作業を自動化・無人化により革新するロボット農作業機等の活用に向けた検討も必要です。

こうしたことから、RTK-GPS共同受信アンテナ設置やGPSガイダンスシステムの導入等を進めます。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
システム導入に向けた取組み	1	◎	◎	◎			

■計画目標

1. 中継局の町内設置
2. GPSガイダンスシステム導入・・・100件を目標



10. 加工・共同選荷施設等の整備統合

厚真町は、おふくろ味噌をはじめ、ハスカップジャムや氷室メイクイン等様々な農産物加工や共同選荷施設を利用した施策を行っています。しかし、厚真町をイメージするにはまだまだ先が見えない状況でもあります。そうしたことから、町では平成27年度からは特産品開発機構の立ち上げも進めており、農産物加工の新たな試みがスタートします。

また、JAを中心とした農産物加工施設や共同選荷施設は築後の経過もあり、今後は新たな施設などの検討も必要となります。

このようなことから、六次産業化など施設の有効利用を含めた加工施設の検討と見直しを進めます。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
現存する加工施設を含めた新たな施設の検討 （氷室貯蔵・おふくろ味噌貯蔵）	2	○	◎				
集荷・選荷施設の有効利用を含めた検討（上 野施設団地へのそ菜集荷・選果の集約検討）	2	○	◎				
ハスカップ物流改善の検討 （収穫・洗浄・冷凍・流通改善の検討）	2	○	◎				
穀類乾燥調製施設の施設間調整	3	○	◎				

■計画目標

1. 施設整備計画の樹立
2. 氷室貯蔵施設の新設
3. 上野施設団地へのそ菜集荷集約
4. ハスカップ等の一次加工の取組



氷室施設



おふくろ味噌加工施設

4. 快適で豊かな“地域づくり”

～活力ある生活空間の実現～

■主な取り組み内容

1. 都市と農村の交流の推進

生産者意向調査でも地域集落においては高齢化と担い手不足が大きな問題となっています。

そのような中で、農村は都会では得られない自然と歴史的風土を含めた郷土芸能など様々な憩いと癒しをもたらします。

また、農村で作られる漬物などの食材も、風土に沿った食材として昔から食されている中で、都会では味わえないものも多くあります。

こうしたことから、都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」等、グリーン・ツーリズムなどの推進による厚真産食材提供等による都市と農村の交流を充実していきます。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
グリーン・ツーリズムの推進	1	◎	○	○			

■計画目標

1. グリーン・ツーリズムによる来町者数・・・年間1万人以上を目標

※参考

グリーン・ツーリズム事業による来町者数（平成26年度）

	ハスカップ狩り	田んぼオーナー	イモ掘り観光	その他	計
人 数	3,500人	200人	1,200人	100人	5,000人

2. 空き家の再利用

地域における空き家は、倒壊の恐れや犯罪、火災発生原因など様々な問題をもたらすことから平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されました。

しかし、町内における空き家は再利用可能な住宅も多くあります。

こうしたことから、町が行っている「空き家バンク制度」を活用し、農業を志す新規参入者の居住先として、これら空き家の再利用に向けた取り組みを進めるため「農業担い手育成機構（仮称）」等の設立に向け推進して参ります。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
空き家情報の収集	1	◎	○				
農地付き空き家農家住宅の確保制度等、新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進	1	◎	◎	◎	◎		

■計画目標

1. 空き家農家住宅の期間内活用達成・・・2戸を目標



3. 多面的機能の発揮

農業・農村には、食料の安定供給といった基本的役割に加え、国土や水資源、環境、文化、教育、福祉、健康など、現代社会の様々な課題の解決に貢献する多面的な機能があり、これらの機能への期待は高まっています。このため、条件不利地などの将来にわたる持続的な農業生産活動を可能とする体制整備や社会共通資本である農地や水路の保全管理による農業の多面的機能の維持、増進を図るため、国の施策を活用した取り組みを推進します。

また、町内には整備された用水路があり、この流勢は自然エネルギー資源としての活用も可能となることから、地域景観など田園風景に合った利活用について検討を進めます。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
中山間地域等直接支払交付金の活用	1	◎	◎				
多面的機能支払交付金の活用	1	◎				◎	
用水流勢を活用した田園風景施設の検討	3	○				◎	



4. 重点普及課題の推進

農業改良普及センターでは協同農業普及事業として農業者が農業経営・農家生活に関する有益・実用的な知識を取得・活用できるよう、農業生産技術の向上や農作物品質向上のための技術支援、効率的で安定的な農業経営のための支援、農村生活の改善のための支援などについて巡回指導や相談等により直接農業者に接して技術・知識の普及指導を実施しています。

特に地域が抱える諸課題等については重点普及課題としてモデル地区を選定し、関係機関を交えた課題解決に向けた取り組みを行っており、年次計画として厚真地区内の一集落を選定した活動を計画しています。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
重点普及課題推進計画の作成	1	○	○	◎	○		

■計画目標

1. 町内1地区の選定及び推進

5. 農事組合再編の検討

厚真町には現在 28 の農事組合が存在します。しかし 10 年後を見通した農家戸数では約半分の農事組合が 10 戸以下となることが想定されます。更に、厚真川河川改修や道営ほ場整備事業の展開などによる用排水整備に伴い、用水管理も今までと異なった体系で進むことも予想され、益々自治会をはじめ農事組合の管理・活動にも変化が出てきます。

こうしたことから、モデル地区を抽出した農事組合の再編等の検討を行います。

■重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
モデル地区による再編の検討	3	○	◎	○			

■計画目標

1. モデル地区 1 カ所の試行

6. 新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進

新規就農などの募集を含めた担い手育成問題や研修農場構想の検討、新たな就農先農地の確保や優良空き家への移住対策など、地域の活性化を含めた農地・家屋の確保等の業務を総合的に行う新たな機関も必要となります。

このことから、これら業務を専門に行うため関係機関との連携による新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立に向けた取組を進めます。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	J A	普セ	農委	改良	共済
新たな農業担い手育成機構（仮称）の設立推進	1	◎	◎	◎	◎		

第4章 5年後の厚真町農業の見通し

1 農業構造の見通し

■基本方針

本町は、恵まれた自然環境と土地条件を生かしながら北海道有数の稲作地帯として良質・良食味米生産を基本に、畑作、畜産、酪農と互いに融合しながら安全・安心な農畜産物づくりに取り組んできました。

しかし、農業を取り巻く環境は、国際化の進展に伴う輸入農産物の増加や市場経済に委ねられた農畜産物価格の低迷による経営の圧迫、農業従事者の高齢化と担い手・後継者不足、さらには食の安全確保と環境保全に配慮した農業など解決しなければならない課題が山積みとなっています。

こうした状況の中で、農業・農村は単に食料を供給するために存在するだけではなく、国土の保全、水源のかん養、エネルギーや木材の供給、学習・保養の場の提供など様々な機能が期待されています。

この多面的機能が発揮されるためには、国が進めるスマート農業など農業者の安定的な収入とそこに人が住み続けて若者も高齢者も全ての住民が安心して暮らしていける環境を作り出さなければなりません。

そのため、地域間の結び付きを強めながら営農活動の持続による多面的機能の維持向上が国土の保全へとつながっていきます。

また、経営感覚に優れ、時代の変化に対応できる多様な担い手を育成・確保するとともに、環境と調和した安全で良質な食料の生産体制を確立することが急務となっています。

さらに、生産者と消費者の信頼関係を第一に、「食」と「農」の未来を構築する取り組みに努め、豊かな緑に囲まれた本町の農村空間の中で、人と自然とのふれあい、人と人との交流を通じて、活力と潤いのある農業・農村が実現できるよう、「自主・自律」、「自助・共助・公助」の精神を尊重し、農業者と関係機関が一体となって取り組んでまいります。

■農業構造の指標

①農家戸数

第2章の「生産者意向調査等による厚真町農業の主な課題」で取り上げたように、厚真町の現状推移による5年後の農家戸数は296戸と推計されます。これに新規就農者として年間3戸が加わることとし、5年後には15戸の増が見込まれることから総計311戸の農家戸数と推計されます。

また、後継者のいない高齢農家の引退は専業農家の減少につながりますが、規模拡大などにより1種兼業農家から専業農家への移行等、その経営形態の変化が現れるものと見込まれ、目標年度の専業農家は176戸程度、第1種兼業は104戸程度、第2種兼業は31戸程度と予想されます。

②認定農業者数

本町の認定農業者数は、平成16年度からの産地づくり対策の取り組みや金融措置や税制措置など、国の事業の実施要件となっており大幅に増加しました。

しかし、その後の要件の緩和や活用できる国の事業が少ないこと等が理由となり更新時期を機に継続手続きを辞退する傾向にありました。

平成27年度からは、「畑作物の直接支払交付金」の改正等により、認定農業者であることが要件となる制度に変更される中、さらに認定農業者制度の周知と育成・確保が重要となっています。

○農家戸数の見通し

区 分		現 況（平成26年）		目 標（平成32年）		指数 （平32/26）
		戸 数	構成比	戸 数	構成比	
農 家 戸 数		352 戸	100.0 %	311 戸	100.0 %	93
専 兼 別	専 業	194	55.1	176	56.7	95
	第1種兼業	120	34.1	104	33.3	90
	第2種兼業	38	10.8	31	10.0	87
認 定 農 業 者 数		204	58.0	250	80.0	127

③経営規模別農家戸数

農家戸数の減少により、現状での推移による5年後の目標年度までに56戸の離農等により約250haの農地が流動化可能面積になるものと見込まれ、それらは農地中間管理事業制度や農用地利用改善団体の取り組みなど、地域合意によるきめ細かな農地の利用調整により、担い手の規模拡大が進むと予想されます。また、農家後継者が期間中に約20戸継承することになりますが、この方々は農家後継として引き継がれる方であると判断した中で計画期間内での農家数の増と見ておらず、また、新規就農者は蔬菜・園芸等を主体とした就農で試算すると30haが必要となり、これらは3ha未満の農家戸数に加算することとなります。

○経営規模別農家戸数の見通し

区 分	現 況 (平成 26 年)		目 標 (平成 32 年)		指数 (平 32/26)
	戸 数	構成比	戸 数	構成比	
3 ha 未満	94 戸	26.7 %	56 戸	18.0 %	60
3 ～ 5ha	43	12.2	32	10.3	74
5 ～ 7.5ha	44	12.5	34	10.9	77
7.5～10ha	28	8.0	27	8.7	96
10～20ha	71	20.2	72	23.2	101
20～30ha	43	12.2	50	16.1	116
30ha 以上	29	8.2	40	12.8	138
計	352	100.0	311	100.0	88

④経営耕地面積

平成26年の厚真町農業経営実態調査でみますと、作付されている町内の経営耕地面積は採草地を除き約4,771haですが、今後、厚真川の河川改修による用地買収などにより、目標年度までに約20haの減少が見込まれます。

今後、大規模な農地造成は見込まれないことから、目標年度の農地面積は約4,750haとなる見通しです。また、1戸当たりの経営規模は、平成32年には平均で約16ha程度に拡大する見通しですが、75歳未満で10ha以上の耕地面積を有している中心的経営体と見た場合には155戸で、その平均規模面積は約25haとなっています。

○農地面積の見通し

区 分	現 況（平成26年）		目 標（平成32年）		指数 （平32/26）
	面 積	構成比	面 積	構成比	
水 田	3,376 ha	70.8 %	3,360 ha	70.7 %	100
普 通 畑	955	20.0	950	20.0	100
牧 草 地	440	9.2	440	9.3	100
計	4,771	100.0	4,750	100.0	100

2 農業粗生産額の見通し

○耕種生産額の見通し

(単価には経営対策費等を含む)

区 分		現 況 (平成 26 年)					目 標 (平成 32 年)				
		規 模 (ha)	単 収 (kg/10a)	生産量 (t)	単 価 (円/kg)	生産額 (百万円)	規 模 (ha)	単 収 (kg/10a)	生産量 (t)	単 価 (円/kg)	生産額 (百万円)
水 稲		1,622	548	8,899	185	1,646	1,622	556	9,020	205	1,849
畑 作 物	小 麦	483	430	2,077	131	272	484	445	2,154	140	301
	大 豆	428	225	963	351	338	430	250	1,075	350	376
	小 豆	295	235	693	283	196	300	246	738	300	221
	てん菜	275	6,154	16,924	19	321	277	6,210	17,202	20	344
	ばれいしょ	78	3,100	2,418	80	193	98	3,100	3,038	85	258
	その他雑穀	23	—	—	—	20	22	—	—	—	25
	計	1,582	—	—	—	1,340	1,611	—	—	—	1,525
青 果 物	ほうれんそう	14	821	115	776	89	20	1,000	200	800	160
	トマト	1	4,357	43	381	16	2	4,350	87	400	34
	メロン	2	—	—	—	—	2	—	—	—	—
	イチゴ	3	1,400	42	1,411	59	2	1,400	28	1,500	42
	かぼちゃ	47	1,448	680	130	88	50	1,600	800	150	120
	ブロッコリー	64	700	448	468	209	64	900	576	470	270
	ハスカップ	22	80	17	1,768	30	28	160	40	2,000	80
	花 卉	8	28 千本	2,291 千本	59	135	8	34 千本	2,720 千本	70	190
	その他	52	—	—	—	59	37	—	—	—	70
	計	213	—	—	—	685	210	—	—	—	966
飼 料	牧 草	942	4,200	39,564	—	—	940	4,200	39,480	—	—
	デントコーン	72	5,100	3,672	—	—	70	5,500	3,570	—	—
	計	1,014	—	—	—	—	1,010	—	—	—	—
緑 肥		204	—	—	—	—	250	—	—	—	—
その他作物		136	—	—	—	—	47	—	—	—	—
合 計		4,771	—	—	—	3,671	4,750	—	—	—	4,340

○畜産生産額の見通し

(ブロイラーを除く)

区 分		現 況（平成 26 年）推計					目 標（平成 32 年）				
		規 模 （頭・頭）	単 収 （kg/頭）	生産量 （t・頭）	単 価 （円）	生産額 （百万円）	規 模 （頭・頭）	単 収 （kg/頭）	生産量 （t・頭）	単 価 （円）	生産額 （百万円）
乳 用 牛	生 乳	搾乳 371	8,312	3,084	90	279	搾乳 390	8,900	3,471	92	319
	個体販売	—	—	47	—	19	—	—	50	400,000	20
	計	—	—	—	—	298	—	—	—	—	339
肉 用 牛	個体販売	繁殖 783	—	548	581,000	318	繁殖 860	—	600	600,000	360
	肥育牛	—	—	57	842,000	48	—	—	60	850,000	51
	老廃牛	—	—	78	240,000	18	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	384	—	—	—	—	411
肉 豚	繁殖	718	—	11,492	41,000	479	繁殖 720	—	12,000	42,000	504
	老廃	—	—	177	29,000	5	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	484	—	—	—	—	504
馬	軽種馬	繁殖 15	—	—	—	—	繁殖 15	—	—	—	—
	農耕馬	繁殖 3	—	—	—	—	繁殖 3	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他畜産		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	1,166	—	—	—	—	1,254

○農業粗生産額の見通し

区 分	現 況 (平成 26 年) 推計	目 標 (平成 32 年)
農業粗生産額	4, 8 3 7 (百万円)	5, 5 9 4 (百万円)

3 農業所得の目標

■ 中心的経営体など担い手の農業所得目標

目標年度における農家戸数は 311 戸で、この内、担い手となりうる中心的経営体の 1 戸当り耕地面積は約 25ha となり、その農家戸数は 154 戸と想定されます。

また、農業粗生産額を見てみますと、平成 26 年推計では約 48 億 3,700 万円ですが、目標年では約 55 億 9,400 万円としております。

この農業粗生産額の目標額を 5 年後の農家戸数 311 戸で除しますと、1 戸当り 17,987 千円となります。前段で述べた中心的経営体の営農類型別等による平成 26 年の農業所得率は約 30%と想定されることから、この所得率を粗生産額に乘じますと農業所得目標が約 540 万円と推計されます。

また、新規就農等における農業所得については様々な営農類型に渡ることから、その農業所得目標は中心的経営体の 5 割と見ています。

【中心的経営体の農業所得目標】

- ・ 1 経営体あたり（主たる従事者及び補助従事者）

おおむね 540 万円

- ・ 農外からの就農者や農家子弟のうち親から
独立した経営を開始する者

おおむね 270 万円

農外からの新規就農者に奨励する作物体系

1. ほうれんそうを中心とした施設野菜

ハウス 15 棟（年 4 作） 農業所得 3,000 千円

2. ハウス施設利用による花卉栽培

ハウス 10 棟（カーネーション・スターチス） 農業所得 2,900 千円

3. ハウス施設利用によるトマト栽培

ハウス 8 棟 農業所得 2,500 千円

※ハウスは 1 棟 100 坪で試算。

付 記

第7次厚真町農業振興計画策定答申書

平成27年12月28日

厚真町農業振興協議会
会長 宮坂尚市朗 様

厚真町農業振興計画策定委員会
委員長 種部健一

食と農の未来を拓く
～ 活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出 ～

第7次 厚真町農業振興計画（案）について（答申）

当委員会は、平成25年12月24日付で厚真町農業振興協議会において決定された第7次厚真町農業振興計画の策定作業について、現今の農業・農村を取り巻く内外の諸情勢の変化等に鑑み、諸問題を分析・検討の上、本町農業のあり方や推進方向などについて、平成27年度からの開始を基準に鋭意協議を進めてきたところであります。

しかし、国の「食料・農業・農村基本計画」やTPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉における農業情勢への影響、更には第5期北海道農業・農村推進計画や現在進めている第4次厚真町総合計画との関連性などを考慮し、本計画については1年間の先延ばしを行うことにしました。

そうした内容を踏まえ、別紙のとおり『「食」と「農」の未来を拓く ＝ 活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出 ＝ 第7次厚真町農業振興計画（案）』をとりまとめましたので、答申いたします。

なお、町をはじめ、厚真町農業振興協議会を組織する農業関係機関においては、歴史的な農業改革の加速化に対応できるたくましい農業経営の育成・確保をはじめ、本計画達成に向けた施策について、英断をもって推進されるよう強く要望いたします。

○第7次厚真町農業振興計画の策定経過

	経 過 概 要
平成 25 年 10 月 31 日	・ 農業振興協議会事務局会議（計画策定スケジュール等の確認）
〃 11 月 29 日	・ 農業振興協議会事務局会議（計画策定に伴う規定の改正協議）
〃 12 月 24 日	・ 厚真町農業振興協議会（第7次振興計画の策定作業開始の決定）
平成 26 年 5 月 1 日	・ 第1回計画策定担当者会議（計画策定担当者会議の構成）
〃 5 月 2 日	・ 第1回計画策定委員会（第7次計画の諮問、振興計画策定方針等）
〃 5 月 29 日	・ 第2回計画策定担当者会議（生産者意向調査内容確認等）
〃 6 月 10 日	・ 第2回計画策定委員会（生産者意向調査内容調整等）
〃 6 月 10 日	・ 第3回計画策定担当者会議（生産者意向調査内容調整等）
〃 7 月 1 日	・ 厚真町農業に関する生産者意向調査の実施
〃 8 月 1 日	・ 第4回計画策定担当者会議（第6次振興計画年度検証協議）
〃 8 月 8 日	・ 第2回厚真町農業振興協議会（第6次振興計画の年度検証）
〃 9 月 1 日	・ 第5回計画策定担当者会議（生産者意向調査集計報告）
〃 10 月 23 日	・ 第3回計画策定委員会（生産者意向調査集計報告）
平成 27 年 2 月 2 日	・ 第6回計画策定担当者会議（振興計画原案調整・協議）
〃 2 月 20 日	・ 第4回計画策定委員会（振興計画原案調整・協議）
〃 3 月 18 日	・ 第5回計画策定委員会（振興計画原案中間調整・協議）
〃 3 月 18 日	・ 第7回計画策定担当者会議（振興計画原案中間調整・協議）
〃 3 月 20 日	・ 厚真町農業振興協議会（第7次計画の中間報告）
〃 4 月 10 日	・ 第8回計画策定担当者会議（振興計画原案見直し調整・協議）
〃 4 月 24 日	・ 第9回計画策定担当者会議（振興計画原案見直し調整・協議）
〃 5 月 21 日	・ 第10回計画策定担当者会議（振興計画原案見直し調整・協議）
〃 6 月 17 日	・ 第11回計画策定担当者会議（振興計画原案見直し調整・協議）
〃 7 月 1 日	・ 第12回計画策定担当者会議（振興計画原案見直し調整・協議 及び第6次振興計画の年次検証）
〃 8 月 25 日	・ 第6回計画策定委員会（振興計画素案見直し調整・協議）
〃 9 月 25 日	・ 第13回計画策定担当者会議（振興計画原案見直し調整・協議）
〃 10 月 6 日	・ 第14回計画策定担当者会議（振興計画原案見直し調整・協議）
〃 10 月 14 日	・ 第15回計画策定担当者会議（振興計画原案見直し調整・協議）
〃 12 月 11 日	・ 策定委員及び関係事務局による最終調整（書面会議）
〃 12 月 28 日	・ 厚真町農業振興協議会会長へ答申
平成 28 年 2 月 15 日	・ 厚真町農業振興協議会（第7次計画決定）

○厚真町農業振興協議会構成

(平成 27 年 8 月 31 日現在)

役 職	構成団体及び役職名	氏 名	備 考
会 長	厚 真 町 長	宮 坂 尚市朗	
副会長	とまこまい広域農業協同組合 代表理事組合長	秋 永 徹	
委 員	厚真町議会 議長	渡 部 孝 樹	
委 員	厚真町農業委員会 会長	小 谷 和 宏	
委 員	厚真町土地改良区 理事長	山 田 英 雄	
委 員	いぶり農業共済組合 組合長理事	日 西 善 博	
委 員	東胆振地区農業改良普及センター 所長	松 澤 光 弘 山 田 和 夫	H27.3 まで H27.4 から
委 員	厚 真 町 副 町 長	近 藤 泰 行	
委 員	厚真町議会 産業建設常任委員長	木 戸 嘉 則 大 捕 孝 吉	H27.4 まで H27.5 から
委 員	厚真町農業委員会 会長職務代理	長谷川 和 司	
委 員	とまこまい広域農業協同組合 (地区理事)	斉 藤 義 幸	

○厚真町農業振興計画策定委員会構成（平成 26 年 5 月 2 日～平成 27 年 8 月 31 日）

職名	所属団体及び役職名	氏 名	備 考
委 員 長	厚真町新農業者育成協議会	種 部 健 一	
副委員長	J A とまこまい広域女性部厚真支部	藤 沢 伸 子	
委 員	J A とまこまい広域青年部厚真支部	海 沼 孝 太	
委 員	〃	荒 城 一 憲	
委 員	J A とまこまい広域女性部厚真支部	斉 藤 育 子	
委 員	J A とまこまい広域米生産振興会厚真支部	米 澤 慶 一	
委 員	〃	松 田 伯 明	
委 員	J A とまこまい広域畑作振興会厚真支部	山 本 隆 司	
委 員	〃	山 崎 基 憲	
委 員	厚真町そ菜園芸振興会	桐 木 政 三	
委 員	〃	山 口 善 紀	
委 員	厚真町酪農協議会	三 上 正 則	
委 員	〃	梅 藤 正 晴	
委 員	厚真町和牛改良生産組合	池 川 勝 利	
委 員	〃	米 田 俊 之	
委 員	厚真町農業機械銀行	藤 本 裕 一	
委 員	〃	荒 谷 志 津 夫	
委 員	厚真町新農業者育成協議会	河 村 敏 弘	

厚真町農業振興協議会規程

(設 置)

第1条 本町農業を今後とも着実に発展させるためには、関係機関団体相互の連携協調のもとに、優れた経営感覚と創意あふれる農業者によって、産業として自立し得る農業を確立し、豊かな農村生活の実践と活力ある地域社会を形成する必要がある。このため、本町農業の振興に向けて、総合的な推進を図る厚真町農業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、決定するものとする。

- (1) 農業振興に関する計画樹立及び推進に関すること。
- (2) 農業経営・生産体制の推進対策に関すること。
- (3) 水田農業の構造改革に関すること。
- (4) 農用地の利用に関すること。
- (5) 地力の維持増進に関すること。
- (6) 農業基盤の整備に関すること。
- (7) 農業経営の改善に関すること。
- (8) 営農技術対策に関すること。
- (9) クリーン農業に関すること。
- (10) 農畜産物の需給調整対策に関すること。
- (11) 農畜産物の流通対策に関すること。
- (12) 地域農業の組織化、システム化に関すること。
- (13) 人材の育成に関すること。
- (14) 農村生活文化に関すること。
- (15) 地域農業の活性化に関すること。
- (16) 各関係機関団体相互の連絡提携に関すること。
- (17) その他地域農業の振興に必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、次の関係機関団体の代表者等を委員として組織する。

- (1) 厚真町
- (2) 厚真町議会
- (3) 厚真町農業委員会
- (4) とまこまい広域農業協同組合
- (5) 厚真町土地改良区
- (6) いぶり農業共済組合
- (7) 胆振農業改良普及センター東胆振支所

2 必要に応じ、学識経験者を加えることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、それぞれの委員が所属する関係機関団体の職務期間中とする。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 厚真町長

(2) 副会長 とまこまい広域農業協同組合代表理事組合長

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

(策定委員会)

第7条 第2条第1項第1号に掲げる事項に関し、農業生産者等の意見を聴取する組織を設置することができる。

2 組織の名称は、厚真町農業振興計画策定委員会とし、規程は別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、厚真町産業経済課に置く。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に対する報酬及び費用弁償は、委員が所属する関係機関団体がそれぞれ支給する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月21日から施行する。

平成8年3月4日	一部改正
平成12年3月22日	一部改正
平成16年3月29日	一部改正
平成19年3月26日	一部改正
平成21年4月3日	一部改正
平成23年12月9日	一部改正
平成26年4月22日	一部改正

厚真町農業振興計画策定委員会規程

(設置)

第1条 厚真町農業振興協議会（以下「協議会」という。）規程第7条の定めるところにより、本町の農業及び地域振興等に関する農業振興計画を樹立するため、厚真町農業振興計画策定委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、協議会規程第2条第1項第1号に掲げる農業振興計画の樹立に関する事項につき、協議会の諮問に対し、これを審議し答申するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、次の代表者等を委員として組織する。

(1) 町内農業目的団体 18名

2 必要に応じ、学識経験者を加えることができる。

3 委員は協議会長が委嘱する。

4 第1項第1号の農業目的団体は別に定める。

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長

(2) 副委員長

2 役員は委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員会は、原則として委員の過半数の出席により成立する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、厚真町産業経済課内に置く。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に対する報酬及び費用弁償は、厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の既定に準じ支給する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月21日から施行する。

平成11年 7月19日 一部改正

平成16年 8 月6日 一部改正

平成21年 4月 3日 一部改正

平成25年12月21日 一部改正

別表1（第3条第4項関係）

農業目的団体の指定等		
No.	農業目的団体名	委員数
1	J Aとまこまい広域青年部厚真支部	2名
2	J Aとまこまい女性部厚真支部	2
3	J Aとまこまい広域米生産振興会厚真支部	2
4	J Aとまこまい広域畑作振興会厚真支部	2
5	厚真町そ菜園芸振興会	2
6	厚真町酪農協議会	2
7	厚真町和牛生産改良組合	2
8	厚真町農業機械銀行	2
9	厚真町新農業者育成協議会	2
計		18

食と農の未来を拓く
活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出

第 7 次厚真町農業振興計画

平成 2 8 年度～平成 3 2 年度

発行／厚真町農業振興協議会

（事務局 厚真町産業経済課）

北海道勇払郡厚真町京町 1 2 0 番地

TEL (0145) 27-2419（産業経済課直通）

FAX (0145) 27-3944（産業経済課直通）

HP <http://www.town.atsuma.lg.jp/>

E-mail nousei@town.atsuma.lg.jp

印刷／清文堂印刷株式会社

北海道勇払郡むかわ町美幸 1 丁目 1 2 番地